

を催し、翁が素志たる文化の移植を怠らなかつた。

### は、近江水産會

當時に於ける新人たる翁は漸次世人の認識する處となり、種々の問題を交渉せらるゝに至つた、翁は繁を厭はず、何れに對しても全力を注ぎ斡旋事に當つた、當初は單に一片の諮詢に過ぎざりしもの、漸次其關係深厚を加へ勢ひ責任の地位に其身を置くに至つた、就中近江水産會の如きは其一例である、始め沖の島并に島村方面の知人より漁業に關し種々の意見を徵せられ、或は其代理として官廳等と交渉に衝り、幸ひ對手は多く翁の交友、案外平易に其目的を達成し、或は隣接漁業家と多年紛糾を重ねし争議の如きも一朝翁が中間に立つや、其公正なる意見と、双方が信賴せる翁の名望とにより迅速に解決を見るに至つた、かくて漁業關係者間には次第に其聲望を昂め明治十六年近江水産會創設に際し彼等多數の囑に依り其組織并に新業改善策に一臂の力を添へ、同十七年同水産組合成立するや、

蒲生郡水産取締委員に推薦せられ、更に進んで近江水産總取締となり、遂に近江水産會長の榮職に就くに至つた、元來翁は事業創立に際し、其組織規模等に關する計畫立案に頗る特能を有し、巨細に涉りて極めて緻密なる注意を拂ひ毫も遺漏を見ず、現に水産組合の規則草案の如き全く翁の腹案に成りしもの、其秩序整然一絲亂れざるものありしは官廳當事者の驚歎せるものであつた、當時世の有識者は概ね官途に就き、官民の智識は徑庭甚大、官吏は高く矜持民衆の指針を以て居つた、従つて表面四民同等と稱するも、彼等は民衆に對して威權を振ひ、民衆又之に服従容易に對等の交際が出来なかつた、此る時代に翁は全然官途に就くを潔とせず、獨り民衆の裡にあつて其幸福に貢献せんとした、左れば此る倨傲なる官吏と忌憚なく接衝し、彼等と同じく扶掖に任ずる翁が一般民衆の尊重推戴する所となるは當然のことである。同會事業として翁が特に發意し、之が實行に當つて至大の苦心を拂ひ、百年の大計を建てたるは實に我太湖魚族の濫獲を防ぎ、併せ



て其増殖を企てたことである、由來魚鱉放流事業は海外より輸入せられたる處、是が將來の有望なる點并に禁漁制度の勵行は實に全般民庶の諒解を得るに依て、始て満足の結果を得るもの、翁が熱心其思想の注入に各地湖邊漁村を巡回講演に努めたるは眞に其職に忠實なるもの、此くして各郡漁業家に勧誘、各自の責任として之を實行せしめた、彼等は漸く翁の眞意を了とし以來循行して怠らず、漸次擴張今日に及んだのである、我太湖水産の發達隆盛を見たるは勿論多年官民協力の結果であるも、其一たる放流事業に於ては翁の首唱與つて多少の力ありしを信ず、明治十九年一身上の事由に依り其任を辭した、後日帝國水産會社に關したるは因縁淺からず、乃有終の美を濟せるものか。

### に、覺 醒 會

一國の發達は單に一部國民の向上を以て之を果すべきものにあらず、須く多數民衆の間に清新なる智識を注入し、一般の教育程度を高むるを以て始めて能すべ

きものであるとは翁の宿論である、而して是が方法として翁の執りしは出獄後の教育事業であつた、其出資巨額に達し、遂に後援續かず挫折を見るに至つては勢ひ之が更改を要とした、茲に於て簡易なる手段乃講演により其希望を達せんとした、膳所時代既に此點に指を染め、歸幡後に於ても之を繼續するの念ありしも、前記の如く日々雜事忙殺の身、不得已暫く休止の状態であつた、多少餘裕を得るや、有志を勧誘、將來立憲政治若くは自治制度の實施と共に辨論の必要は國民一般の痛感する所となるべく、今に於て是が準備として其練磨をなす機關を設置せんと自ら首唱、覺醒會なる一團體を組織した、時に明治十七年七月十三日であつた。入會者は八幡の有力者を網羅し、之に加ふるに少壯なる青少年を以てす、時々劇場或は學校寺院等を借受け公開演説を行つた、元より翁が不偏不黨を標榜したりしかば多くは學術演説會であつた、翁は領袖として常に最後登壇、該博なる所見を披瀝し、聽衆の喝采を博した、只に八幡に止まらず、廣く其附近に歩を進



め、民衆の啓發に資する處少なからざるものがあつた、翁は左程能辯家ではなかつた、例證を古今東西に採り諄々と説去り説來り、抑揚自在、所論整然、滿腔の意見を吐露し、聽衆全體に徹底せしめんと努めた寧ろ達辯と云ふべきか、其熱誠には何人も敬服した、壇を下るや翁の下着は汗に濡れて居るが常で、流汗淋漓胸中の熱血猛炎は翁を驅つて雄辯たらしめたのである、此くて翁は時事に關する自己の抱負を述べ、或は鬱結せる平素の不平を告げ、或は世人の迷へる針路を正し時には海外の實況を説きて民衆の發奮を促す等、眞に警世家の慨があつた、此等の點は恐らく冥々裡に其師吉輔大人の遺鉢を繼承せるもの、大人が昔時他に比し特に翁を愛撫せし情味が茲に其萌芽を生ぜしものにあらざりしか。

筐底より活版一枚刷の同會規則書及名簿を見出した、參考の爲左に記す。

#### 覺醒會規則

第壹條 本會は衛生勸業教育に熱心なる有志者を以て組織し、講談論議演説を爲し改良進歩を目的とす

第二條 本會の經費は會員一人分一ヶ月金廿錢とす

第三條 毎月一會(初の土曜日)は定期として、演説會を開くものとす  
但し臨時會を要する時は此限にあらず

第四條 前條開會の前、幹事より會席及び時期を報告するものとす

第五條 本會の役員は會長一名、幹事四名とす  
但し任期は六ヶ月とす、再選するは妨げなし

第六條 會長は會事を整理し、幹事は金錢の出納、開會の準備等を擔當す

第七條 會員過半數以上の賛成を得るときは、講談論議の會場及臨時演説會等を開くを得

第八條 新に入會を求むる時は、住所身分姓名年齢を具し、會員の紹介を以て會長の領諾を請ふべし

明治十七年七月十三日

#### 覺醒會印

#### 會員人名

高田義甫、杉島伊兵衛、島田信太郎、淺野勘七、西川善治郎、岡田傳左衛門、杉中晴次、兒島龜太郎、  
稻田白太郎、辻井四郎右衛門、山本仙藏、森五郎兵衛、森田星洲、西川勝助、羽田卯三郎、關盛徳、西  
川貞二郎、西川甚五郎、喜多模吉、奥野弘造、加藤重五郎、西谷彦藏、野田清左衛門、



ほ、公共事業

翁が歸郷後前記の外公共事業に關係したる事共につき詳細のことは材料不備之を知るに由なきも、遺されたる書類に依り、之を拾集すれば大約左の如きものである、勿論遺漏を免れない。

× × ×

明治十七年二月十九日蒲生郡八幡町西三十一ヶ町勸業委員に擧げらる。

同年七月八日八幡魚屋町外廿八ヶ町聯合町會議員に當選す。

同日八幡市街勸業委員申付けらる。

同年七月廿二日蒲生郡奥島村外三ヶ村長命寺村北津田村八幡町船木村南津田村北之庄村官林三等監守申付らる、在職中奥島官林火災に付き消防夫疲勞せしに依り救助の爲め、篤志米鹽を募り扶助せしことあり、同十九年三月職を辭す。  
同年十一月四日北末町會議員に當選す。

同十八年四月十五日投票多數を以て蒲生郡八幡及日野町外貳百五ヶ村聯合町村會議員に當選す。

同月十八日蒲生郡八幡市街外三十二ヶ村衛生町村會費に係る聯合會議員に當選す。

同四月廿一日蒲生郡第一聯合小學區内教育費に係る聯合町村會議員に當選す。

同八月廿二日蒲生郡八幡六十六ヶ町勸業委員申付らる。

同十一月七日蒲生郡新町三丁目外六十五ヶ町聯合町會議員に當選す。

同十九年十二月廿四日投票多數に依り蒲生郡八幡新町三丁目外二百七十一ヶ町村會議員に當選す。

同廿年一月廿九日投票多數に依り八幡新町外六十四ヶ町聯合町會議員に當選す。

同年三月三十日八幡市街勸業委員依願職務差免さる。

同五月五日勸業委員申付けらる。



同六月十三日商工會議員に當選す。

× × ×

以上の如く眞に郷里の爲衆の推薦に依り盡す所少なからず、翁が其履歷書中にも「土木工事貧民救濟其他各般公益事業の爲公私より屢次其功勞に對し表彰を享けた」と記せるを見ても之を證するに足る、就中明治十八年蒲生郡日野八幡兩市街道路改修の議あるや有志の士と相諮り、其結果として蒲生郡全町村聯合會開設の協議成立、衆に推され同會議員に當選、開會の曉其事業の一日も忽諸に付すべからざるを懇篤説明全員の承認原案容易に可決せられ、彌改修工事に着手するや翁又其常務委員に擧げられ、終始熱心工事の監督に任じ、着々支障なく工事進行郡民の期待に背かず、日ならずして完全竣功を見るに至つた、茲に於て始て翁が單に理論のみの學者にあらず、其實際の手腕又超越せるものあるを公認せらるゝに至つた、明治十九年八月三十日滋賀縣より左の褒賞を授けられた。

日野八幡間道路改修の擧あるに際し、率先盡力少なからず、奇特に付爲其賞木杯三組下賜候。

更に中山道鐵道の敷設に際し、八幡停車場位置に關し、並に其敷地買入、驛開業に伴ふ諸般公私の事業に就き官廳との連絡に務め、専ら將來を考慮し公衆の利便を計り施設する處があつた、明治廿三年五月八幡驛設置開業するや、倉庫あり運送店あり、待合茶屋あり、人力車帳場あり、總て設備完成、是全く翁の計劃に基きたるものであつた。

八幡町勸業委員の任に推さるゝや、翁は從來八幡町の商賈間連絡なく孤々獨立共同の念に乏しきを嘆し、自ら町民を説きて團結所謂共存共榮の組織を起さんとした、即八幡商工會の發起であつた、其創立時日不明なるも、翁が同會議員に當選したるは前記の如く明治二十年六月十三日とあれば恐らく其頃なりしか、翁が門下生彦根の人内田清四郎を招きて同會の書記に任じた、同人の傳記明治二十年



七月より二十二年九月迄同任務に従事せりとあり。

或は單に勸業委員の職責上のみならず、明治十九年洪水後一般民衆の食料問題喧騒の時、翁は遠く眼を北海に注ぎ同地に豊饒なる馬鈴薯の廉價にして、殊に其繁殖力の偉大なるを考へ、一は缺乏せる食糧應急の救済に充て、更に是を種子として附近農民に分配將來の補食用に栽培せしめんと多量の移入を謀りて其希望を達した、或は自己に其經驗なきより農家に新知識を普及し、其進歩發達を謀らんと、有名なる老農船津傳次郎氏を招聘、自ら同伴各地を巡回農事講演會を開き理論よりも寧ろ氏が實驗上の談話を親しく農業家の耳に傳へ諸般の改善策を勧め多大の効果を收めた。

要するに翁の理想は身を民衆の裡に置き、徒らに深遠にして高尚なる理論、或は外來未だ洗練を経ざる新説を説くも其人智開發に何等効なきを知り、着實にして容易に履行し得べき極めて卑近なる學說實驗を普及せんとしたのであつた、此くして衆望を擔ふて地方自治に參與し着々多衆の協力一致を謀り、徐ろに泰西議會制度の眞諦を會得せしめんとした、従つて明治廿二年新法たる町村制の實施せらるゝに際し豫め是が説明及其練習として前年より有志の士を會し、懇篤に豫備知識の注入に務めた、従つて八幡町制實施の際は議員諸氏は能く自治の何者たるを知り秩序整然毫も礙滞する處がなかつた。

(此ことは昭和四年八幡町長山本小太郎氏の編になりし八幡町會史の劈頭に記載せられて居る。)

翁が官林監守たりしが如き、一見不可思議の觀あるも、其實際に於て地方の状況に通曉せざる普通の官吏にては到底山林問題の如き單純ならざる事務の處理は頗る困難である、多年の歴史慣習を基礎として解決を要すべく、且地方人民の信望ある人士にして始めて其意見の透徹を得べきもの、當時奥島官林につき關係村民の主張各異なり、翁が水産問題にて既に同方面一般人士の悅服する處となり、



其言概ね彼等の傾聴するものあり、爲に此難局に當りしむるには翁を以て適任と認めたるは無理ならざる措置であつた、先には水産、今は山林を兼ね、道路、勸業、衛生、教育、自治、始んど百貨店の觀があつた、しかも何れも一地方の小事件翁を煩すには及ばなかつた、其着々奏功する元より言外に屬す、翁は如何なる煩事も厭はなかつた、こは翁が年來の主張と共に其天性であつた、翁は徐ろに自己の手腕力量を養成し、之が發揮すべき時機の到來を待ちつゝあつた、此くて翁の人望は次第に加はり、其名聲は縣下に擴がり、雜務は蝟集日を追ふて激甚舉世翁を驅使するに至つた、翁は將來を夢み所謂大器晩成を期し、日々の勞苦を忘れ眞に社會の爲其一身を捧けて居つた。

#### へ、當時の家庭

翁が十六年膳所より歸幡、老母を喪ひ唯一女を擁するのみ、外務多忙到底一家を顧みる暇なく、茲に於て親族協議遂に明治十七年三月に至り新町四丁目市田利

助の長女「ぬき」と結婚した、後十八年女つき、二十二年男喜太郎が生れた。

市田利助は小幡町中市田清兵衛の分家で、利助の妻「くま」は市田清兵衛家十代諦定の一女である、十代は此一女よりなかりし爲、高田嘉兵衛七代義郷乃翁の父の弟小四郎を貰ひ、諦定自分の季妹に娶せて其跡を相續せしめ、自分の實子「くま」を分家せしめた、此「くま」の長女が「ぬき」である。

更に右市田利助は市田孫兵衛の長男にて、其實家を弟政治郎に譲りて、本家市田清兵衛諦定の娘「くま」と結婚して一家を建てたるもの、其實母は又高田嘉兵衛七代義郷乃翁の父の妹「おと」である。

故に翁の配「ぬき」の父利助は翁と從兄弟、其母「くま」とは（叔父十一代市田清兵衛の配「知恵」の兄たる十代諦定の女）義理の從姉弟である。

#### と、概説

以上述べ來りしが如く明治十六年以來三ヶ年十八年に至るまでは本職としては



先づ法律鑑定家と云ふべく、傍ら公共事業に擔はり忙しき日を送つた、既に新たなる家庭を作り、從來翁を忌避したる親族も今は翁を唯一の顧問として重要視し舉つて其擁護に努めた、無論餘裕ある収入なかりしも、各方面の報酬謝儀にて何等衣食に不自由なく、茲に始めて物質上苦心を要せざる境遇に入つた、明治十八年は實に翁が四十歳の壯齡である、明治元年廿二歳にして大森なる最上家に召抱られて茲に十八年、其間翁の進退出所極めて錯雜を極めた、其大部分は寧ろ逆境に處して幾多の苦楚を滿喫した、翁は元來健康でなかつた、幸にして此間大患に犯さるゝことなかりしは眞に天祐とも云ふべく幸に辛して其試練に耐へ、波瀾を凌ぎ、漸く岸頭に達するを得た、廣漠たる千古の森林は人類の伐採開拓を待つゝある、翁の眼前に展開せる世界は實に此未墾地であつた、更に幾層の熱血と耐忍を必要とす、此二者は既に翁の收得する處、果して然らば直に獨力猛進之に着手すべきか、世事複雑容易に其上途を許さなかつた、是翁が大志を有しつゝ、今日ま

で陰忍時機の到來を待つゝ多少焦慮せる感があつたやうに窺はれた、翁が志望の目的は果して何れにあつたかは何人も知る能はざる所、事實上の行動即産業界が夫れであつた否やは私共の忖度以外にあるも、從來の徑路より判斷せんか聊か蹶蹶を要する様に想はる。



## 十一、西川家に入る

明治維新は實に一國の大革命にして、文物制度あらゆる点に激變を來した、八幡町の如きも當然其渦中に捲込まれ凋落其極に達し、從來富豪の淵叢と稱せられしもの、一朝封建制度の廢止と共に諸藩に貸付けたる債權は全く還付を見るに至らず、爲に破産者續々輩出、或は全町の命運今や終末の觀を呈した、年所を経るに従ひ漸次秩序の回復を見るに至り、新たに事業を試むるものありしも一も成功に至らず、殆んど睡眠状態何等の進境がなかつた、要するに人物の缺乏其最大原因であつたかと思はる。

翁は八幡出身久しく他にありて人世の辛酸を味ひ充二分の經驗を経たるもの、資性剛直、進取の念に富み、世人の信賴する處であつた、特に人間の働き盛り四十歳前後の彼は鬱勃たる其精力を如何なる方面に注ぐべきかは衆人の環視する所であつた。

明治十七年縣令の交迭、長州藩の出身たる有名なる中井弘が突如本縣に赴任し來つた、彼は其經歷より云ふも實に内閣に列すべき資格を有するにも拘はらず、本縣の如き重要ならざる縣治に來りたる甚怪しむべき点で、當時一般の評判であつた、中井自身が求めて本縣を撰びしとも稱せられた、夫は古來近江商人の名聲高き土地柄にも似ず維新以來統率者若くは指導者其人を得ざる爲、次第に衰運に傾き、凋落遂に爲すなきの傾向あるを嘆じ、之に刺戟を與へ、眠れる獅子を蹶起せしめ、我國實業界の發達に力を添へしめ、兼ねて昔日の盛況を再現せしめんと考慮した結果ならんと推察するものがあつた、氏の就任以後の行動に徴すれば頗る肯綮を得たるものである。

彼は先づ縣内に於ける人材につき物色した、最必要なるは實に企業界に於ける適當なる手腕家であつた、彼の注目したる内に翁があつた、翁に對する世評經歷



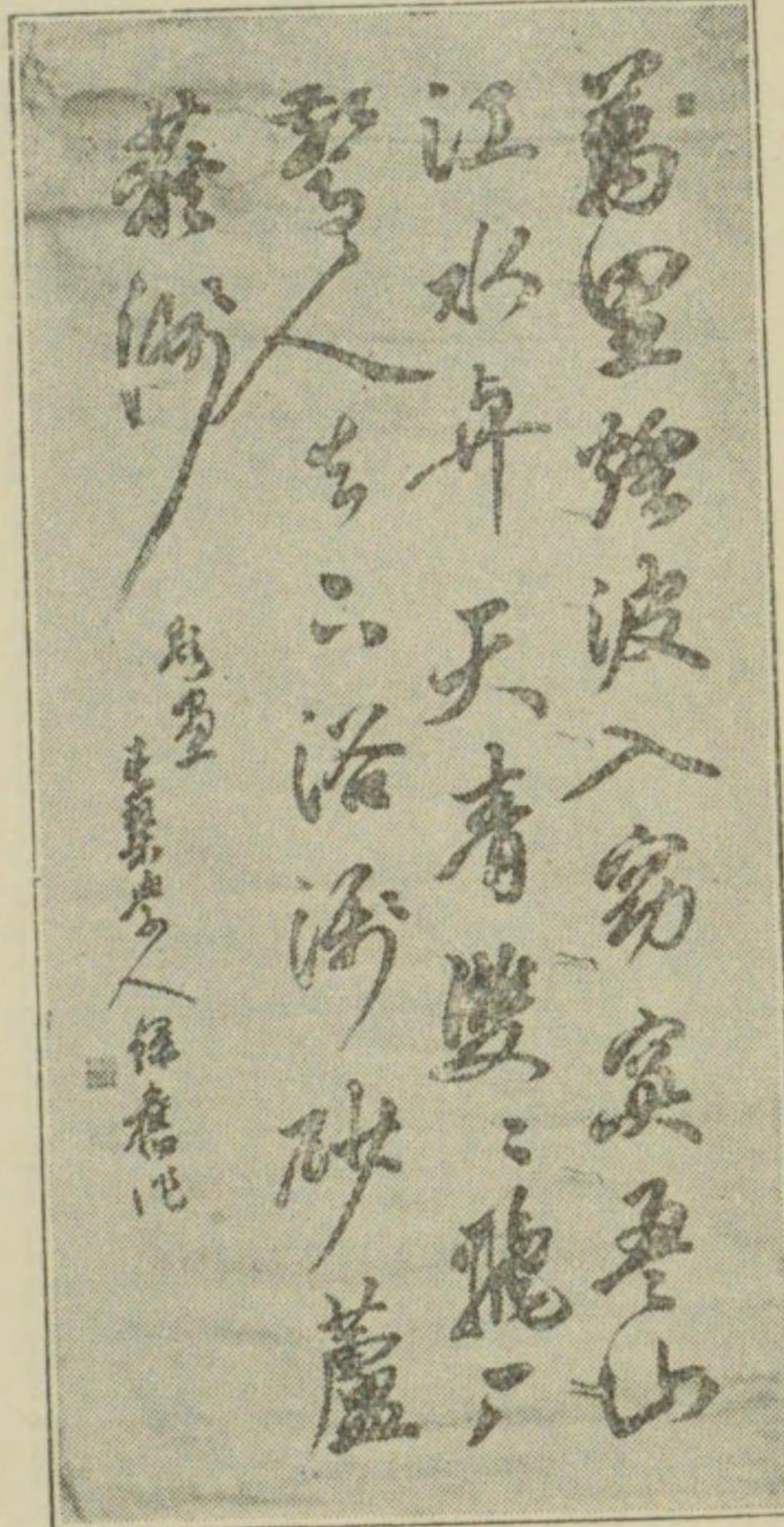
を調査し、自己の目的達成に對する必要なる人物と確信し、漸次接近を計つた。

一面八幡に於ける翁は表面法律鑑定家として、衆人の爲に親切に斡旋せる所あり、頗る重要視せられた、當時の蒲生郡長は宮田義昌氏で、今日の如く他地方よりの輸入官吏でなく實に桐原村中小森の門閥家、郡民の悦服する人であつた、宮田氏は夙に翁の人となりを知り、其起用を計つた、しかも翁は如何なる思慮ありしか仕官の勧誘は何人よりせらるゝも絶対に之を拒絶して應じなかつた、宮田氏は中井縣令の意を受け、終始翁と往來、其意のある處を諮つた、終に翁の意見と知事の夫れと一致せるを確め頗る満足した。

知事は他面富豪の蹶起を促し、八幡に於ては少壯の西川貞二郎に先づ指を屈した、年長者たる某氏は或點に於て知事の試験濟であつた、そは少量能く新事業の發起に適せざるを認識せられ、後々迄も除外せられた、茲に於て富豪の西川と翁を提携せしめ、自己の方針實行の當事者たらしめんとした、宮田郡長は此間頗る

斡旋盡瘁した、特に翁の從兄弟たる森五郎兵衛は西川貞二郎と刎頸の友であり、内面翁を西川に推輓せるは森で、此く内外の奔走、終に功を奏するに至つた。

明治四十五年頃翁の筆



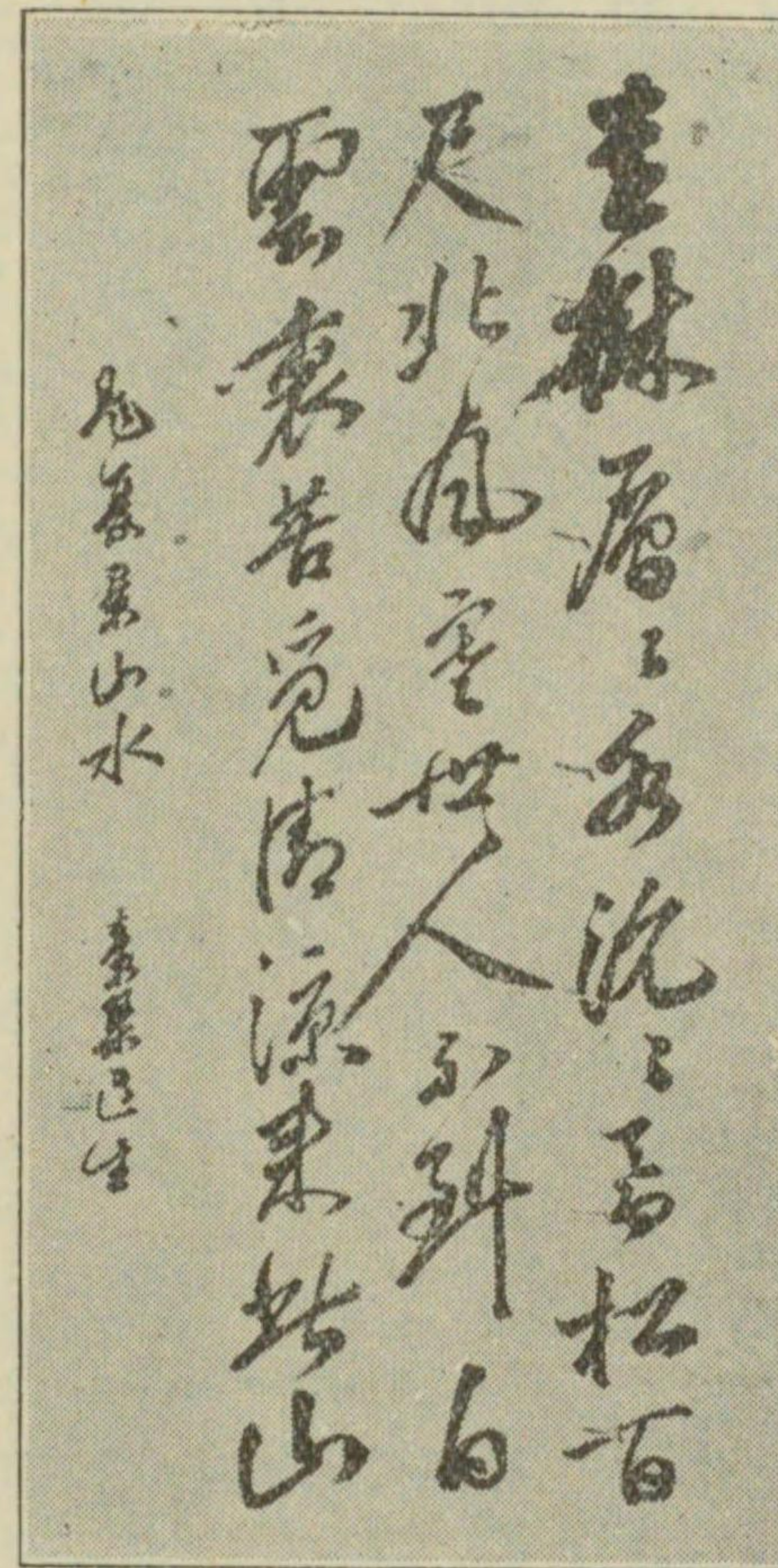
松村清三郎氏藏

蕩見たり、志士たり、學者であつた翁が果して實業界に立ちて、衆望の如く見事に其任務を推行し得べきや否は世人の刮目に値する處、翁の出發は極めて花々しきものがあつた、何れにせよ一方に中井知事ありて官邊の緣故に乏しからず、



10  
他方西川を介して江州商人全體の連絡に難からず、周圍の道具立は完全整備せる  
大舞臺に活躍する當時翁の得意思ふべきである、されど斯界に無經驗なる翁とし  
ては、出發より早くも種々の難關其前に塞がり、屢々之を踏破したるもの、事々物

明治四十五年頃翁の筆



松村清三郎氏藏

々細心の注意を以て徐々其歩を進め、爾來東奔西走寧日なく活躍し、身自ら第一  
線に立ちて縦横無盡に眞に奮闘努力、拔群の闘將であつた、しかも志業中途にし

て倒れしは餘にも其身體を顧みず一意目的達成に向つて突進した結果に外ならな  
い、以下煩冗を厭はず事業別に翁の活動振につき其概要を列叙することゝする。



中井知事の慧眼既に四十年前に於て農家の必需品たる肥料配給に意を注ぎ、是が施設に着手し全國に其範を垂れたるは驚くべき計劃であつた、勿論當時に於て重要な肥料は北海に於ける海産肥料にして、古來江州人が其漁業に關係あるより考慮せるは云ふ迄もなく、しかも西川は祖先以來の家業、彼をして其當面の責任者たらしめんとしたるは頗る成立の可能性を帯ふるものであつた、江州農家の需要する此種肥料は土地の商人より購入し、商人は敦賀兵庫問屋の手を経て未だ産地より直輸するもの多からず、従つて品質の一定せざる、中には種々の混合物を含み、故意に濕氣を與へ量目を増加せるが如き不正のもの往々發見する所、加之其價格に至つては再三の關門を經過することゝて自然の加重は當然の結果、公定相場とてあらず、尊卑區々、特に農家自身の經濟として今昔何等の相違なく、其代

金の仕拂は收穫期たる後日勘定が一般の例であつた、爲に商人の指値其儘にて肥料を引取り、商人は此延賣に對し利子以上の利益を占めて居つた、此くて農家は兪惡の物品を高價に買はされ、年來の慣例とて、是に對し何等反省するものがかつた。

農業の改良進歩を計る方法の第一着として良好なる肥料を成るべく廉價に供給せしめんと企て、西川を説き其實行家として高田を之に配したるは實に適材適所とも云ふべきものであつた、西川が實際の生産者であり、且數艘の船舶を有し、是が運送業者であつて、年來敦賀兵庫大阪等へ搬送して問屋へ賣捌きたるものを今一步進めて是を江州へ移入し直接使用者たる農家へ配給する丈の勞を執れば事足りるのみで、只其配給に當り相當機關の組織、金融上の設備方法を案出するところが實に新らしき研究を要する問題であつた。

何れにせよ長年月慣行したる組織を一朝にして改めんとするは容易の業ではな



く、最初に縣内各方面の先覺者を説き諒解を得、此等より各町村有力者に傳へて一般農家の承諾を得る最大難關が前途に横はつて居た、此點實に獨特なる手腕家と聲望ある人格者を要する所、翁をして此衝に當らしめんとした中井知事の推舉實に故あるものがあつた、翁は既記の如く其生家年來の職業は實に肥料商にして以前納屋嘉と稱し、仲間中の錚々たるもの、翁又幼時より多少經驗あり、全然沒交渉でなかつた、更に翁は天津時代縣下の先覺者并に有力者とは悉く親交あり縣會の開設せらるゝや、此等の人々は縣民の推薦に依り其議員として縣治の樞機に參與するに至つた、特に其内より選出せられたる常置委員の如き何れも翁と盟友の關係あり、翁は實に彼等の顧問格であつた、従つて縣下農家の代表者たる彼等と交渉の任に當るは翁に取て易々たる事情があつた、更に直接多數の農家に其趣旨を説き、眞實彼等の諒解を得て此新事業を翼賛せしめ、縣下全般の加入を得て組織の統一を謀るには翁は實に唯一の武器を有して居つた、そは翁の得意とす

る辯舌であつた、元より翁は能辯、雄辯と稱すべきではなかつたが、達辯とも云ふべきか、誠心誠意自己の云はんと欲する點を飽迄披瀝し、音吐朗々、聽者の肺腑に徹底せずには止まなかつた、赤誠を他の腹中に移植する不思議なる技術者で當時稀に見る演説上手の人物、此優秀なる武器を有する翁は匹敵なき適任者であつた、此くて二三の從者を伴ひ親ら各町村を遊説して須臾にして遍く縣下全般の同意を得るに至つた、中井知事の人物試験は翁をして最初に於て早くも合格せしめたるもの、此くて知事は翁を頗る信任し爾後諸般の事業に當つて翁の手腕を要求するに至つた。

右事業を西川家の一般の營業より分離して、別に一商社を創立し、是を中一商會と命名、資本金を先づ金拾萬圓として開始した、準備整ふや、明治十八年五月廿一日を以て同商會定款并に肥料改良規約を制定し、是が認可を出願した、其書面の概要は左の如きものであつた。



曾て郡長及勸業委員其他有志の者へ御諮問相成候肥料改良御下問に對し義甫より大略御答申仕候通り直に貞二郎被召出、閣下より親しく御懇諭の旨に基き、各需用者の便否と、輸入荷造等の手順を參酌し、商會定款、代理店規約并に草案別紙の通整頓仕候間謹しみて上申致候、貞二郎儀從來肥料を以營業罷在候處今回、縣令閣下が切りに農務を勸奨し、肥料を改良被遊候御意志を感佩仕り、敢て座視罷在候に忍びず、資産を擧げて改良に従事し、實効を奏し、恩志に奉答可仕奉存候、義甫に於ても職勸業に在り、特に滾々御諭示を辱す、且夕精勵將に緒に就かんとす、彌以て農事の爲便利を企圖仕候、閣下其方法を御審査被成下置御指問之件々無之候はゞ農事御改良の御恩恵を以て御保護奉願候、依て別紙御認可被下度奉願候也

本書は西川貞二郎及八幡市街勸業委員高田義甫連名縣令中井弘宛の出願にて、八幡町東西戸長が奥印を施し證明せるもの、同年九月八日定款中一部の改正を命じ

て認可を下した。

此くて翌十九年三月十三日先づ本年度の肥料輸入額を壹萬石（正味二十貫目入貳萬個）を限度として發賣を試み法規上、縣令の許可を得、彌同四月を以て縣下肥料需用家一般に向つて、商會創立を發表し需用を勸誘した、此くて創立事務は一切翁の擔任する處であつた。

其組織の一般を示さんに、各一町村若くば聯合町村に肥料購買組合を設け、一人の總代を設けて商會との交渉に當らしむ。

商會は時々値段を報告し、組合内に於ける需用額は規定の時期迄に申込み、其買入平均値段は是又或時期迄に商會より通知す。

臨時の需用は毎月末取纏め總代より申込、時々報告の値段にて計算す。

實行期間中は組合より根抵當として相當の地券を戸長の公證を経て所管郡役所に預け置く。



肥料は其品質及量目を責任を以て商會にて保證し、其證票及正味目方票を添付す、時日の経過に依り量目の遞減は表に現し、其表示以上の減少は精算に入る。

代金支拂は需用者の求に依り前金、即金、延金となし、前金の場合は相當日歩の割引を、延金の場合又銀行貸附相場に準することとした。

更に肥料代價は都て原價に運賃其他雜費を加へ、肥料需用額の多寡に準じ手数料（十萬圓迄一割其以上差あり七十萬圓以上五分）を加算したるものとす。

帳簿類は公明を保たんが爲何時にても縣廳郡役所の檢閲に供し、毎年の收支決算は縣廳の檢閲を受け、新聞紙にて公告し、且需用者總代の要求に應じ何時にても其一覽を許すこととした。

縣下全體を對手とする事業、直接交渉は互に不便の點少からず、茲に於て各方面に代理店を設け、其土地の有力者に之を委託した、而して代理店の取扱手数料は

一個何程と時々契約に依り規定し、肥料代として農家より受取つた米穀の賣却利益は全く代理店の收入とした、更に受渡上の便宜を謀り各樞要の地點に倉庫を設くるなど種々の設備を施した。

中一商會の開業は實に明治十九年七月廿日であつた、本店の敷地を八幡町大字玉木町元、水路便利なる地點に定めた、其地は元伴莊右衛門家別莊雲芽亭の跡であつた、其建築は日本土木會社大津出張所主任鹿島章氏の請負に就り、本館煉瓦造二階建瓦葺二十八坪、附屬家木造二階建瓦葺十四坪其他數棟の附屬建物あり、珍らしき洋館で人目を惹きた、更に煉瓦造の倉庫二棟及大土藏一棟を建築肥料の貯藏にあてた、當時未だ湖東鐵道開通せず、北海肥料の敦賀に陸揚せるものを長濱に搬運し之を湖上舟運にて八幡に積取るに好個の場所であつた。

此くて各町村競ふて組合を設け契約を締結し、多數の代理店夫れ々其引受の組合を區分して、便宜を計り、業務日を追ふて發展、最初は僅々翁を始め四五名



の店員にて處理せるも遂に廿名内外に増加し、非常の繁忙を極め、營業稅も従つて八幡に於ける特等の地位に昇つた、取引の爲來幡するもの夥しく、八幡町繁榮に與つて力を添へた。

商會の事務は總て新式に則り帳簿の如きは勿論複式を用ひ、荷物金錢共傳票を用ひて精確を期し、肥料の値段は毎十日毎に近江新報を機關紙として、同紙上に公表した、明治廿二年大津米原間鐵路開通するや同時に八幡驛に倉庫を建設して肥料配給の便を計り、廿二年帝國水產會社敦賀出張所開設を見るや、是と連絡一層の利便を計つた。

此くて經營殆んで七年縣下肥料の改良は率先商會の實行する處、需用者を糾合し、着々奏功、茲に於て他の同業者も次第に之に倣ふに至り、品質の改善と、價格の低廉は普及し、殆んど初志を貫徹した、翁の事業は年所を経るに従ひ多岐に涉り、最初の如く商會事務に専心なるを許さず、代理として東京一ツ橋出身松尾

幹次（當時大津商業學校教諭）を招聘して之に當らしめた、明治廿五年九月一日を以て商會を廢止、松尾は小樽なる西川支店へ轉し、殘務は山上藤助、島田信太郎の兩人をして取扱はしめた。



### 十三、金巾製織會社

大毎の經濟風土記に中井知事當時の模様が中々面白く書かれて居る、部下に手腕家を網羅し、此等に事務を一任し、次から次へと各般の事業に手を染め、從來相互交渉乏しく、個々獨立の富豪を集め、能く宴會を催したもの、商人の寄合として自然儲け話が出る、座談の天才たる知事は巧に話題を歐洲産業の現況（彼が三回漫遊した）に轉じ、面白、可笑してまくし立て、株式會社制度の利を説き、協調精神を高調し、一言一句肺腑をえぐる様な警句連發で、富豪連の不所存を罵り、最後は蒲團をかぶつて踊り出すなど、殆んど彼等を煙に捲いたもの、此くて其結果なるか明治十八年五箇莊の野村善五郎が發起となり、小泉新助、中村治兵衛、阿部市郎兵衛、同市太郎、是に入幡町西川貞二郎等が加はり資本金百萬圓の製絨會社創設を企劃し、外務省の藤谷文學士、發起人の代理として高田善右衛門

其他一名を歐洲に派遣して研究せしめたが、遂に成功せなかつた。

時に縣の勸業課長は田村正寛であつた、氏は製絨より寧ろ紡績織布工業の急を説いて彼等の反省を求めたるも用ひられなかつた、製絨事業の不成功を見るや茲に目的を變じて、田村最初の意見の如く紡績織布工業として金巾會社を發起するに至つた。

（此高田善右衛門とあるは私の友人で、當時は善治郎と稱し、共に大阪江戸堀にありし大阪商業學校に修學中、同宿して床をならべて起き臥を共にしたもので、明治廿年歐洲派遣の任に膺り中途退學せられた、神崎郡誌に「夙に大阪府立商業學校を卒業せし」とは誤りで、出發の節は驛まで見送つたものである）

金巾會社の發起人は略前同様であつたが、是に山中利右衛門が加つて居つた、而して阿部の代表者は阿部周吉、西川の代表は翁で、此二名と小泉、山中、中村の五名が實際創立前後協議事を運んだ。



而して田村正寛は當然之が主張者たる關係より、中井知事の諒解を得て官を辭し、本社事業に参加する筈であつた、加入者勸誘書も縣より縣下有志者に發送したる模様で、左の書面にて略推察するに足る。

曩に縣廳より誘導被致候人々へ更に入加の有無問合の義縣廳より相發候事は少しく難被行（實は新聞紙に洩れ干渉とか云々知事の胸底に感觸せしより）依て會社より可差出見込に有之、草案相認め今朝阿部君（在京都）へ協議の爲岡田君に上京致し貰ひ別に御異存は無之被察候得共、序之義につき一應得貴意置度尙來月五日には是非器械購入其他の準備は決議相願度候間是非前日即四日に御出津相願度尤も夫等の準備は略相付け置候——

廿六日

高田君貴下

正寛拜

右は田村正寛より翁へ宛たる書束、最初の勸誘は縣にて發したるも其賛否は會社

よりせよ、然らざれば知事の感情も不面白との事、本書の年月不明なるも着々準備の進捗せるは是にて伺はれ得る、猶左記の書面は多少の参考とするものがある。

——事務所の義は來月一日より開所の運に致度——

八月廿七日

高田明臺貴下

正寛拜

——御來示之郡長への書面は人名書を添へ昨日を以て被發候に付——且又書記官より各人に御照會相成候文案本日田村出縣の上直に御回可申上候云々

九月十四日

金巾製織會社創立事務所

高田義甫殿



再伸田村と發起人との間に於ける契約書は本日可差立候

——御協議の件委細承知仕候宜敷御取計奉願上候就ては田村氏約定證は未だ差廻り不申哉御窺申上候可相成は規定と一纏に捺印仕度奉存候云々

九月十一日

周吉拜

高田賢契侍史

——却說御不在中に取扱仕候金巾會社一條は定て御聞取被成下候哉と奉存候、銀行一條も抄々敷相纏り不申到底筒井流の先生は目的に相成不申哉と奉存候、昨今各新聞等續々登録致し、反對者も随分頭痛の様子、殊に彼目鏡先生は非常に逆鱗之由彌實際に着手候得ば滿腦を絞つて種々妨害の策略も致候哉と相考候其他御協議仕度件も有之近日一度御面會仕度小生義は來月三日頃出津仕候心算

に付可相成其頃御上津奉願上候、來月五日發起人會は縣廳より夫々勸誘被下候結果相譯り候上に仕度、田村君に打合中に付都合に依り十日頃迄延引致候哉も難斗此段豫め御承諾置被下度候——

八月廿六日

周吉拜

高田賢契侍史

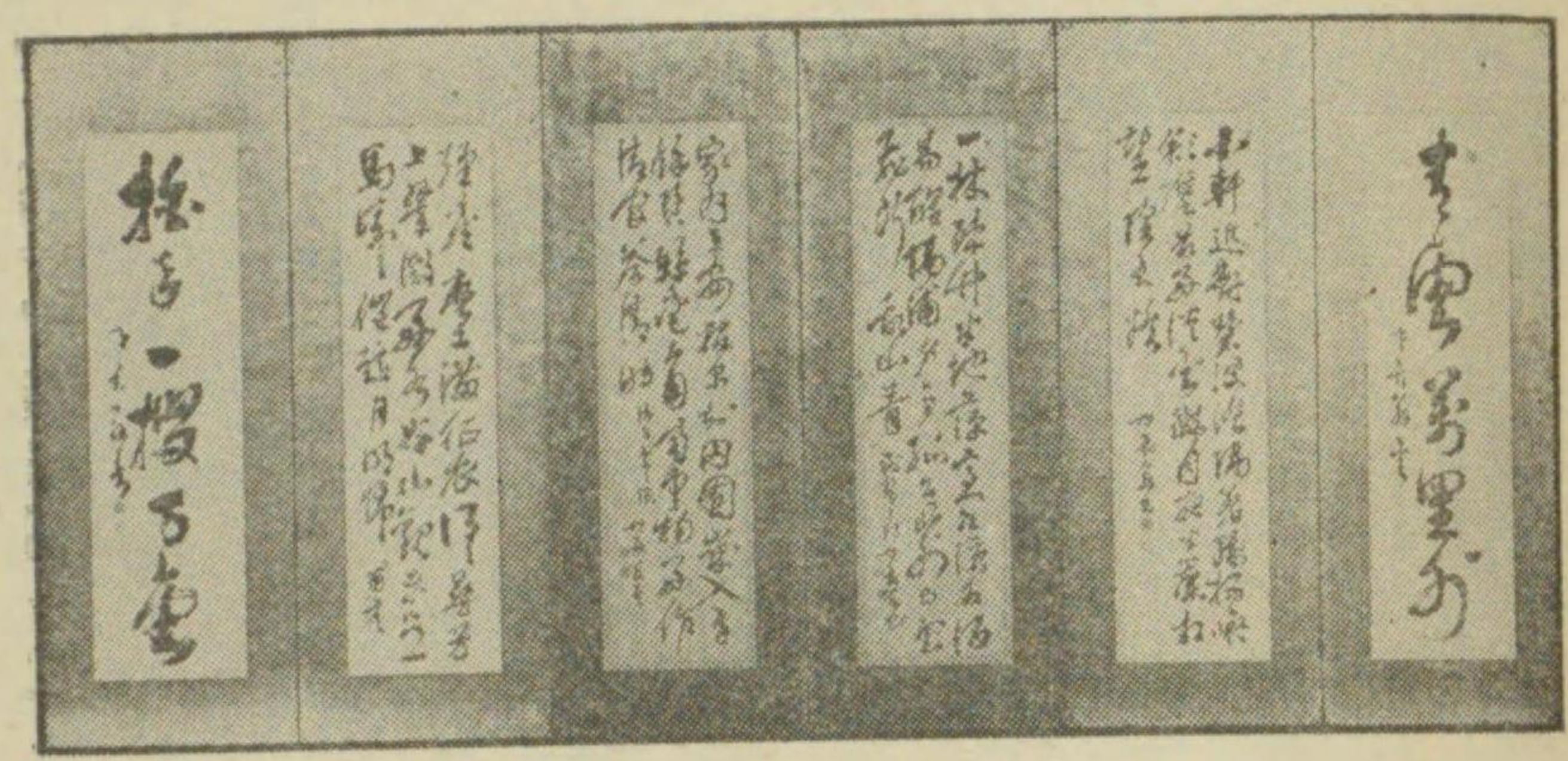
此等の書面に依り勸誘は園田安賢書記官より夫々手續をせられたるもの、如く、事務所は九月一日開設せられ、發起人會は同月十日頃、田村氏との契約書も此發起人會にて決定したるもの、如く想察せらる、前記差出人の周吉とは阿部周吉のこと、其文面に依れば相當の反對者があつて本社創立に妨害を加へた模様である。

此くて創立事務は着々進捗し、一方實地視察として技師高辻奈良造を海外に派



遣し、三井物産の手を経て購入すべき機械の取調を命じた、敷地は大阪四貫島に定め早速其購買に着手した水路に接し運搬に極めて便利であつた、田村正寛は専務の椅子に就き經營の任に當つた、資本三十萬圓、社長に阿部市郎兵衛を推薦した、發起人中最も多數の株を有するは彼にして其次は西川貞二郎であつた、後百貳拾萬圓に増資し一時は相當の利益を擧げたるも、後年業績振はず、終に東洋紡績に合併した、兎も角本邦紡績事業は既に隆盛の域に進みたるも織布工業は之に伴はず、本社の創立實に其時機を得たるものであつた、製品は金巾及天竺布で當時に於ける重なる販路は清韓にして、本社の製品は最優秀のものとして好評を博した、何れにせよ此新進の事業を江州人協力率先着手したる其功績は我織布界に永遠没すべからざるもの、しかも翁が是に關係し、困難なる創業を首尾能く貫徹したるは、多數發起人間の一致調和を計りたる結果ではなかつたか、實際創立の任に當つたは翁及阿部周吉田村正寛の三人であつた。

明治三十四年頃・筆・屏風・一の内の



山上建藏氏藏

元來西川家の事業は水産であつた、織布の如き全然從來没交渉のもの中井知事の推奨遂に是に入するに至つた、他の發起人は總て織物業者にて發起人たりしは當然、加之八幡なる西川は彼等郷里を異にし商賣上の關係もなく自ら彼是交通がなかつたもの、然るに知事が翁を之に参加せしめたるは要するに翁の手腕を認め、特に翁をして彼等を合同せしめ斯業の成立を容易ならしめんこの腹案ではなかつたらうか。

後西川家が帝國水産會社の事業に参加するや、最初は單に投資者の一人たりしも、漸次關係濃厚に及び、樞機に與るに至るや無論其の當面の役者



として翁の蹶起を促し遂に全力を之に注ぐことゝなつた、茲に於て金巾會社の方  
面は次第に關係薄らぎ、重役を辭退するに至つた。

#### 十四、帝國水産株式會社

安政二年の頃より早くも英米の捕鯨船我邊境を窺ひ、幕末國內紛擾の折柄、何等制裁を加ふること能はず、益其暴威を揮はしむるに至つた、従つて年々貴重海獸の密獵をなすもの少なからず、新政府に移るや明治六年ラッコ獵を官營となし密獵取締の爲、毎年交替に軍艦一二隻を根室に回航せしめた、翌七年露國と談判の上樺太と千島列島との交換條約を締結し、彌千島諸島沿海に密獵船の來航するものを嚴重に取締つた、明治十七年に至り前記官營を廢し特許制度となし、特許したる内國の會社に限り海獸を許可するの法律を發布した、頃日より北海道に來游する鰻鮒臍減少の傾向を示した、是全く他國密獵船濫獲の結果に外ならず、十九年には此等海獸漁獵其生皮輸入販賣規則を制定し、其獵獲期限を毎年六月一日以降九月三十日迄と限定し、其區域をも千島の内國後擇捉色丹三島の沿海となし



更に廿一年五月獵業取締手續を規定し、得撫以東占守以南の諸島を三區に分つた此くて民間に於て特許を得て斯業に従事せんとするもの簇出し、遠洋漁業の發達頗る目覺ましきものあり從來の漁船にては此用途に適應せず、勢ひ改良漁船の建造を見るに至つた。

薩摩出身にして西郷隆盛に従ひ少年時代、彼西南の役に其身を投じたる河野主一郎を始め其外五名本事業を計劃し、海上の雄圖に其鬱勃たる勇氣を注がんとした、同志協力之が準備に努め、世に發表したるは實に明治廿年十月であつた、翌廿一年一月十一日東京府廳より創立許可を受け、大日本帝國水産會社と公稱、資本金百五十萬圓、五十圓株參萬株と定め、同六月臘虎臘臍の特許を得、本社を東京に、支社を大阪に、販賣課出張店を横濱に、出張所を函館根室に、派出所を擇捉に、捕鯨場を天塩に、乾蠣製造所を厚岸に設けることゝした、最初は第一、第二、第三千島丸の改良漁船三隻を新造した何れも「スケネル」型六十七噸であつた

(第二千島丸は二十四年北海道高島郡祝津村沖合にて、遠洋鱈漁業を前年許可を得しため試漁をなせしも天候不良連日暴風の爲出漁稀にして、徒らに時日を経過し其專業たる千島獸獵の期迫れるを以て十分の結果を見ずに中止し、船體に修繕を加へ、得撫島に配置すべき人員及漁用品を積載、十月着島直に歸帆せしに、暴風雨に遭遇、其跡を失ふた)。

翁が本社に關係を有するに至つたは創立後幾もなかつた、即明治廿一年七月を其始とした、今其經路を索ぬるに、先づ創立總會迄の概要を記すを順序と考ふ。

廿一年七月中旬藤崎八幡署長(當時八幡警察署長たりし藤崎虎二)出津の節中井知事より懇々傳言あり、

大日本帝國水産會社へ加盟致候は、西川家の商業上大に都合宜しかるべきに付、加盟被致度、委細面會の上可申聞に付き、西川又は高田にても一應縣廳へ出頭候様被仰越



是に依り直に高田出頭中井知事に拜謁の節勸誘を受けた、歸店、貞二郎に話合ひ、内談一決、再び出津

七十株加入の事を上陳（株數案外少數如何のものか）

知事も大悦、恰も知事大阪へ出張に付、高田は知事と同行出阪、大阪出張所在勤薩藩人白木久風及鮫島某に知事紹介にて面會、北海在店の人にては最初の賛成者として非常に悦び、大阪敦賀にての荷捌、小樽港支店設置も貴店に一任、尙八幡地方より他に二萬圓計り申込あり、來る八月十五日東京總會に出席せられたし云々

此くて八月二日此成行を當時北海道西川支店總支配人なる大場庄兵衛へ委細申遣した、新舊思想の衝突、茲に將來の禍根を芽ざし、一兩年の後同人を解雇紛擾を招いた。

（水産會社につき終始關係ありし中山半氏の語る處に依れば當時中井知事は勿

論のこと、高田が出阪するや、第四師團長薩人高島勲之助は高田を引見し頗る勸誘に努め、河野始同藩出身の人々の發起是非其成功を祈り、實業家の賛同と其助力を切望し、高田も是等に動かされ、更に前の金巾製織事業と異なり、西川家祖業と關係あることゝて、賛成したものと信ずるも、兎も角當路者一同に面會、實際の成行を見たる上に於て、今後の方針を定めんと決意したるか）

高田は西川と萬端の打合を了し、彌々本舞臺に乗出すことゝなつた、從來翁の運動は單に縣下富豪の輩と共にするのみであつた、今回は全く一面識なき人々と接衝することゝて、翁の眞の手腕を發揮する順序となつた、此際中井知事は翁を本舞臺に出場せしむるに非常の斡旋をなした、當時大藏大臣たりし松方巖は關西地方巡回中にて知事は先づ翁を大臣に紹介した、八月十日翁は出津田村課長に面會大阪に出で十二日神戸にて松方大臣に始めて謁し、大臣歸東、同船した、翁の記する處に依れば



上等室にて大臣及北畠治房と談話、種々大臣より懇切なる示教あり、何事にても出來得る限り援助を厭はず、今後斯界に立ち奮闘、國家の爲努力を祈るとの挨拶、横濱着迄長時間種々の談話を交へ、一朝忽ち意氣投合殆んど肝膽相照らす關係を結んだ、上京後日本銀行總裁川田小一郎、遞信大臣後藤象次郎等と懇親往來せるは全く松方大臣の紹介に依るものであつた、船中重野安繹、有島武治等あり、是が機縁となり交際を繼げた。

大阪水産支店にて、北海道廳官吏、滋賀縣廳の定宿萬事に都合宜しからんとて東京市京橋區加賀町桃李館を指定せられ、白木久風も同家へ十二日正午頃着なご傳聞、着京直に投宿した。

幸ひ滋賀縣警部長片岡直温も同宿、諸事心添を請け萬端便宜を得た。

(翁としては桃李館は大阪水産支店よりの指宿、從來何の關係もなかつたが投宿すると早速女將が挨拶に翁の座敷へ出た、一應の話を交はした跡、女將

は不思議な顔つきにて翁を見て、率爾ながら若しや且那は江州八幡納屋嘉の若且那では御座ませんか、間違ましたら御許しをとの詞に、翁も驚きいかにも相違ありませんが、してあなたはと問へば、維新前後青春の翁が八幡にて煙花の街に豪遊を試みし頃、八幡市外なる市井村に當時盛名ありし旗亭松屋に數名の酌女があつて其内の一人が實に女將であつた、二十有餘年以前のこと、はしなくも其家に翁が宿るなど、偶然か將た何等かの約束でもあつたか、奇しき機縁であつた、同宿の人々此奇遇に感じ、夫れから夫れへと傳へられ、當時交友間の談柄に上つた、翁が爾後東京に於ける運動にも、同女將の吹聴にて便宜を得たること尠くなかつた)

同宿の水産會社白木久風は翁に理事として入つて會社の實務に鞅掌せんことを切りに説いた、十二日創立委員會には三井の西村虎四郎頗る斡旋せるを目睹した最初より三井は官邊の勧誘にて本社の創立に参加し、全株式の半額を三井にて引



受けて居つた、而して表面上其引受壹萬五千株に對する第一回乃至第三回、毎回一株五圓宛即十五圓都合廿二萬五千圓三井より拂込濟の如く装ひ、其現金は別段定期預金として三井銀行へ預入の形式を取つたもの、従つて創立の際西村虎四郎は實際本人の持株と共に都合壹萬五千八百八十八株を有する大株主として三井を代表して居つた。

(第一回は廿一年十月十一日、第二回は廿二年二月廿一日、第三回は廿二年七月廿一日、何れも五圓宛の拂込)

翁は翌十三日、中井知事の紹介狀を持參して、三井銀行本店に西村虎四郎を訪ひ初ての會見をなした、彼は銀行副長の任にあつた、田舎出の翁と天下の三井の西村との對面、實に腹のさぐり合、面白き場面であつたらうと想察せらる。

愈關係者一同の顔合せ則創立總會が十五日厚生館(木挽町)にありし一般集會場現今歌舞技座附近と考ふ)にて開かれ、十六日は役員選舉調査委員に星松三郎、

窪田某(薩人)及翁の三名が當選し、社長には河野主一郎、副社長は總理大臣(黒田清隆)森岡議官、農商務大臣(榎本武揚)北海道長官(永山武四郎)に官選出願に決し相談役は各地豪商に依頼することとなり、全く本社の基礎を確立するに至つた。

(以前の土佐屋敷たりし東京箱崎町の土地、從來開拓使の所屬なりしものを特別拂下を受けて本社を茲に置き一時日本銀行に擔保として二三萬圓の融通を受けた、當時貸付係は山本達雄で中々嚴重で交渉に骨が折れた、後七萬五千圓に賣却して會社は多大の利益を得たとは中山半氏の談話であつた)

本事業の後援及株主勸誘等翁の盡力少なからざるものあり(翁の逝去後水産會社役員一同の追悼文中に「明治廿一年我社創立の擧あるや、君大に其目的を賛し率先して資を投じ、且知己朋友を勸誘す、今日に至るまで江州の株主我社の過半を占むるもの實に君の力ならずんばあらず」と聲明して居る)、而して當然三井と



西川の兩者握手本社を援助することゝなつた、西村虎四郎は創立總會にて取締役に就任した（西村は廿三年七月廿一日辭職した）

河野社長始め薩摩出身の人々樞要の地位を占め、何れも官僚式、其主張する所は所謂机上の空論にして實行之に伴はず、重要な事業は海獸獵并に捕鯨にあり是が漁夫の如き小笠原島の實驗ある漁夫を採用し、利益分配の方法にて出漁せしめたるも、監督の任に膺るもの何れも無經驗の徒、粗暴なる彼等漁夫を統御するには極めて不適任、一致融和を得ず、執業上多大の不利を招き、捕獲又豫定の如くならず、加ふるに本社經費の膨脹、益甚しく、他面株金の拂込澁滞、是が徵收容易ならず、官僚式の督促直に法廷を煩す等之に要する經費多大、例せば廿一年末大阪中尾某百株に對す未拂込訴訟の如き磯部四郎辯護士の手を煩し、結局大審院迄に及び、爾後五六年の年月と莫大の費用を要したるなど眞に無謀の遣方であつた、翌廿二年早くも改革の議株主間に發生、先づ本社組織を縮少し、重きを

を現業に置くことゝ改めた。

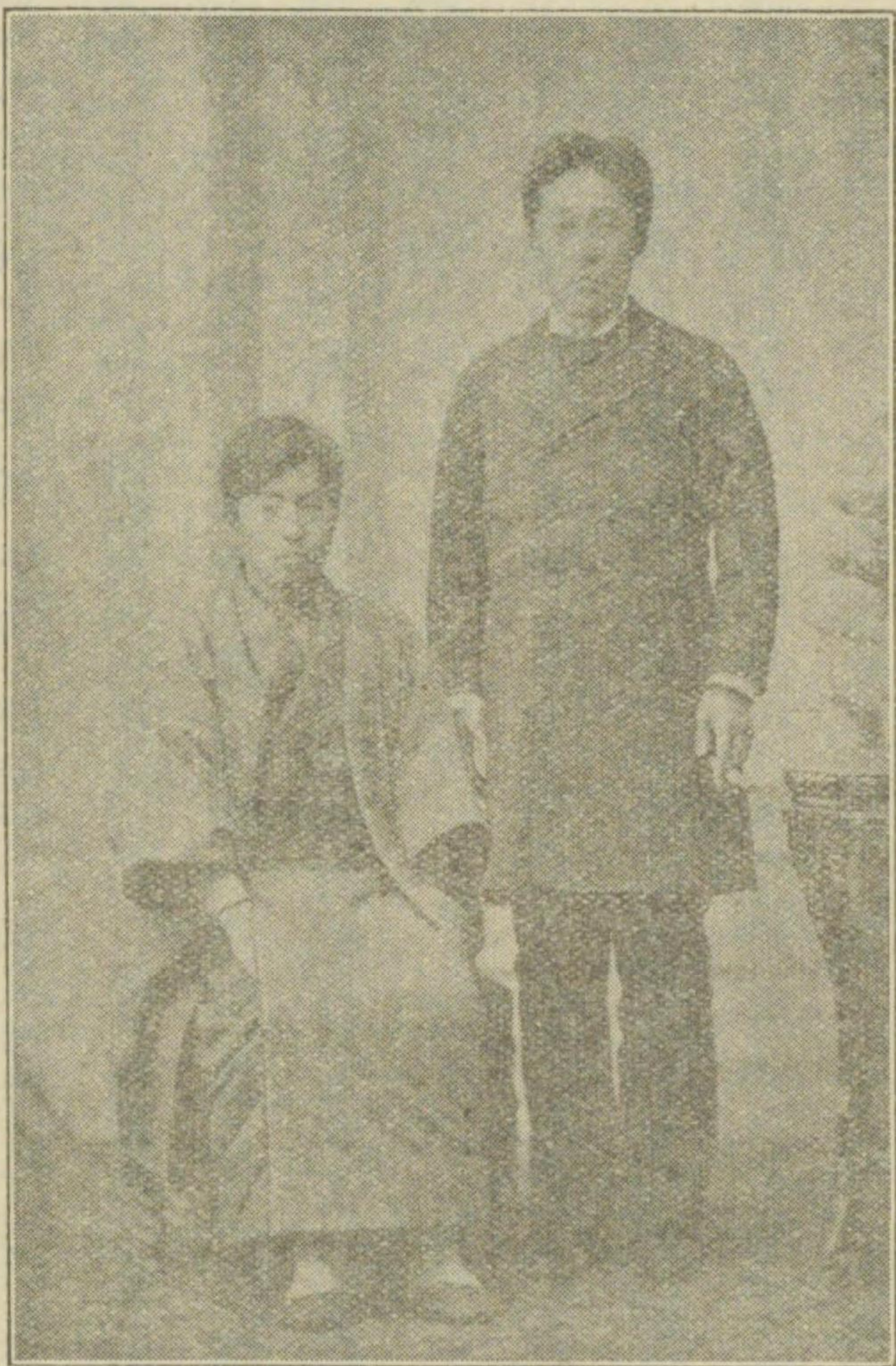
東京本社を支社となし、函館に本社を移し（末廣町）長州立石通浦及肥前（池月平戸）の捕鯨場を開設し、千島に鐘詰所、敦賀長崎に出張所を設け、從來の大阪支社（從來大阪靱の海産問屋連中金澤田中等の組織せる千成社を株券にて買収したるもの、従つて多數の大阪の海産商本社の株主となり社業を翼賛した）根室出張所と連絡、日本銀行及三井銀行の許諾を得て一般海産物の荷爲替并に藏荷融通の新事業を創めた。

明治廿二年二月敦賀出張所を設くるや（開業は同年七月六日）翁は之が支配を會社より囑托せられた（廿二年二月廿三日會社監督廳たる北海道廳より本社支配人に補し敦賀出張所詰を命せらる）中一商會の關係もあり、極めて双方の事業提携經營に好都合なる爲快く之を引受けた、是が實に翁が本社事務に直接干與するの始であつた、同年暮に至つて河野社長は永山北海道廳長官に相談、「長官も豫



て翁のことは聞及居ることゝ、至極同感、即座淺羽理事官に辭令を發する事を命

明治廿二年の寫眞



著者の日記  
に左の文字  
を載す  
二月二十日桃  
李館にて父及  
白木氏と午飯  
を済し、同氏  
は水産會社へ  
予は父と共に  
新し橋丸木利  
陽方に赴き撮  
影す、館は中  
々美麗なりき  
云々  
右は翁  
左は著者

じた「東京にての兩者の協議、札幌本廳へ申送つたものか、廿二年十一月廿二日  
付理事命令書發せられたとある」此協議の結果翁は廿二年十二月十八日を以て官

選理事に補せられ、同時敦賀出張所兼務、函館本社詰委嘱、月手當八十圓と云ふ  
辭令を受けた。

前にも記載したる會社役員一同の追悼文を便宜上茲に再び摘用することゝす  
る。

——十二月君更に官の撰擇に由りて理事に擧げらる、此時に當りてや我社創立  
當時の方針を誤り、豫期の計畫悉く齟齬し、事局太だ多難ならんとす、君百方  
之を整理せんと欲し、未だ其功を收むるに及ばず、終に二十三年に至り、發し  
て社業改革の紛擾となる、當時君偶故ありて其職を辭したりと雖も、君の去就  
は實に我社の安危に關す、未だ幾ばくもならずして、官再び君を擧げて理事に  
任ず、是に於てか君益感奮し、一身の利害を忘れ、滿腔の心力を注ぎ、専ら維  
持の方策を講じ、殆んど寧處に違あらず、偶中村道太氏の入社するあり、百事稍  
々整理の緒に就き、君の心身漸く閑ならんとす、不幸にして二十四年六月意外の



10  
變故起り、中村氏は全く我社と關係を絶たざるを得ざるに至れり、是に於てか  
我社積年の宿弊頓に爆發し、内憂外患一時に湊り、千艱萬難一齊に生じて、復  
た救濟すべからず、而して君此危急存亡の中に立つて、泰然として動かず、社  
長を輔け衆僚を勵まし、拮据奮勉専ら前後の方策を畫し、終に狂瀾を既倒に回  
し、大廈を一木に支へて、我社獨立の基礎を確立するを得たり、是れ君が功勞  
の最も顯著なるものとす。

(本文中「當時君偶故ありて其職を辭したり」とある、こは廿三年五月十一日西  
川忍路支店類焼、爲に西川貞二郎は電馳、善後策を講ずると共に、新事業に反  
對の意志ある支配人大場庄兵衛を黜斥し一大改革を斷行した、其結果大場との  
間に訴訟沙汰起り、紛糾容易に解けず、加ふるに同年八月十七日八幡銀行支配  
人園久兵衛急死、翁が一身は到底本社に専念なるを許さざる事情となつ  
た、翁は北海道西川家の事業に對する協議に参加を要し九月四日發途同地に向

ふた、此くて辭職出願、同年十月之が許可を得たのである、然るに會社の危急  
存亡の秋、全株主の懇請、更に同年十一月監督廳たる北海道廳は株主の上申に  
基き再び翁に理事を命じた)

翁をして本社に理事たらしめたるは實に斯る多艱多難の境遇に沈みたる會社の  
整理に衝たらしめんと、永山長官河野社長合議の末に出しもの、知己の言に感じ  
翁たるもの一臂の勞を厭はず受諾した、其勇氣と義俠真に翁の精神の現れに外な  
らない、第一に逢着したる問題は實に三井との關係であつた。

最初に述たるが如く三井は資本の半額を引受け三回分即一株に付き十五圓壹萬  
五千株に對し廿二萬五千圓を拂込濟となし、其金員は三井銀行へ別段定期預金  
となしたるが如く装ひたるも、全く表面の策略にして事實該株金は全然未拂込  
なるを發見し、明治廿三年七月廿七日臨時株主總會を開き九名の調査委員を選



10  
舉し、是が實狀を調査せしめ、三井と接衝を開始した、總會に先んじ七月廿一日を以て三井代表者西村虎四郎は取締役を辭し、遂に交渉破裂、紆餘曲折、同年十一月に至り會社は代理として辯護士小島忠里、中山勘三、松尾清三郎の三名をして、三井銀行副長西村虎四郎を相手取り、拂込金廿二萬五千圓并に廿三年十月迄の延滞利子を加算して廿八萬貳千百十九圓七十四錢の請求訴訟を東京地方裁判所に提出せしむるに至つた。

其後廿三年——廿四年に涉り兩宮敬次郎の周旋にて當時財界の飛將軍たりし中村道太此事件に踏込み來り結局訴訟は和解として取下げ、三井引受の株は全部一株貳圓の割にて中村が引受け、同人關係の百五十銀行より出金之を會社へ交附し更に第四回貳圓五十錢を拂込み、同時に幾株にても四回迄の十七圓五十錢の拂込分一株四圓五十錢引受の提議を發表した。  
會社は此際又もや一大改革を行ふた。

百五十萬圓を半額七十五圓に切下げ二十五圓券三萬株となし（第四回拂込貳圓五十錢を實收し、十七圓五十錢拂込となす）、長州立石及通浦の捕鯨場を廢し、横濱出張所を閉鎖した。

後藤象次郎川田小一郎村田保等も種々助力、河野圭一郎社長の職を辭し、中村道太之に代り本社の發展を劃するの順序となり、社運の隆昌是より次第に期待し得べきの觀があつた、然るに突如廿四年六月中村道太の一身上に異變を生じ、或嫌疑を以て收檻せられ（廿五年四月廿七日受寄財産費消罪にて重禁錮二年六ヶ月罰金二十圓監視六ヶ月の宣告を受け直に不服控訴した、而して同人が會社に關係中九萬圓以上出資した計算となつて居つたとは中山氏の直話）率いて財界より引退するの不得已に至り、本社は爲に蒙る影響甚大であつた、翁の頭上に又もや一大鎮錘が投げられたる姿、此際中村道太持株及會社の經濟如何なる實況であつたか中山半氏の談話、當時同氏の處理意見。



中村道太の失敗後

同人持株 二一、〇三一株

内 二九五株 第四回未拂込故之を省き

残 二〇、八三六株

内 八三六株 會社に保管

残 二〇、〇〇〇株

右は中村より東京米穀取引所へ投出した分此株には西村虎四郎の跡引受にて西村が負たると同様の義務が付帯して居る

前記中村の二万株と第四回未拂込にて公賣すべき四千五百十二株（此は十錢内外にて買收し得べき見込）都合二万四千五百十二株を六千五百圓にて買收す

残株五四八八株

内 六一六株（西村持と同様會社持）

差引四八七二株

内 八三六株（中村所持なれとも六千圓同人へ貸付あり一株四圓五十錢にて買受の相談をなす）

此く整理買收すれば

現在會社純資産に屬するもの三六、六三五圓

内前記買收資金

六、五〇〇圓

差引會社資産三万圓を殘株四八七二株に割當つれば一株七圓七六九となる

此中山案を根據として社務の改革を行ひ、減資の方法として、株式買收に着手した。

廿四年又もや東京支社を出張所となし、大阪支社及長崎出張所を廢し、（池月平戸の捕鯨場も賣却した）同八月創立以來社長の職にありし河野主一郎は終に職を辭し、（八月廿七日）村山長太郎（三春銀行頭取）官選社長に任命せられた。中村道太失敗後の本社整理は實に不容易難問題であつた、翁は殆んど寢食を忘れ、全力を盡し内外の交渉に膺り、策戦を劃した、其整理方法として現はれたるものは

整理方法

三、〇七〇株 川副順吉（第四回迄拂込済十七圓五十錢）

一株平均二圓七八三



此代金八、五四四圓一七

二〇、〇〇〇株 村山長太郎 (前同様拂込済)

一株平均 三七五

此代金 七、五〇〇圓

右は東京米取引所より買入五、五〇〇圓

書換料

一、七八八株

一株平均七圓十錢

此代金一二、六六五圓

合計二四、八五八株

外ニ一四二株 市價にて買入

總計二五、〇〇〇株を買収

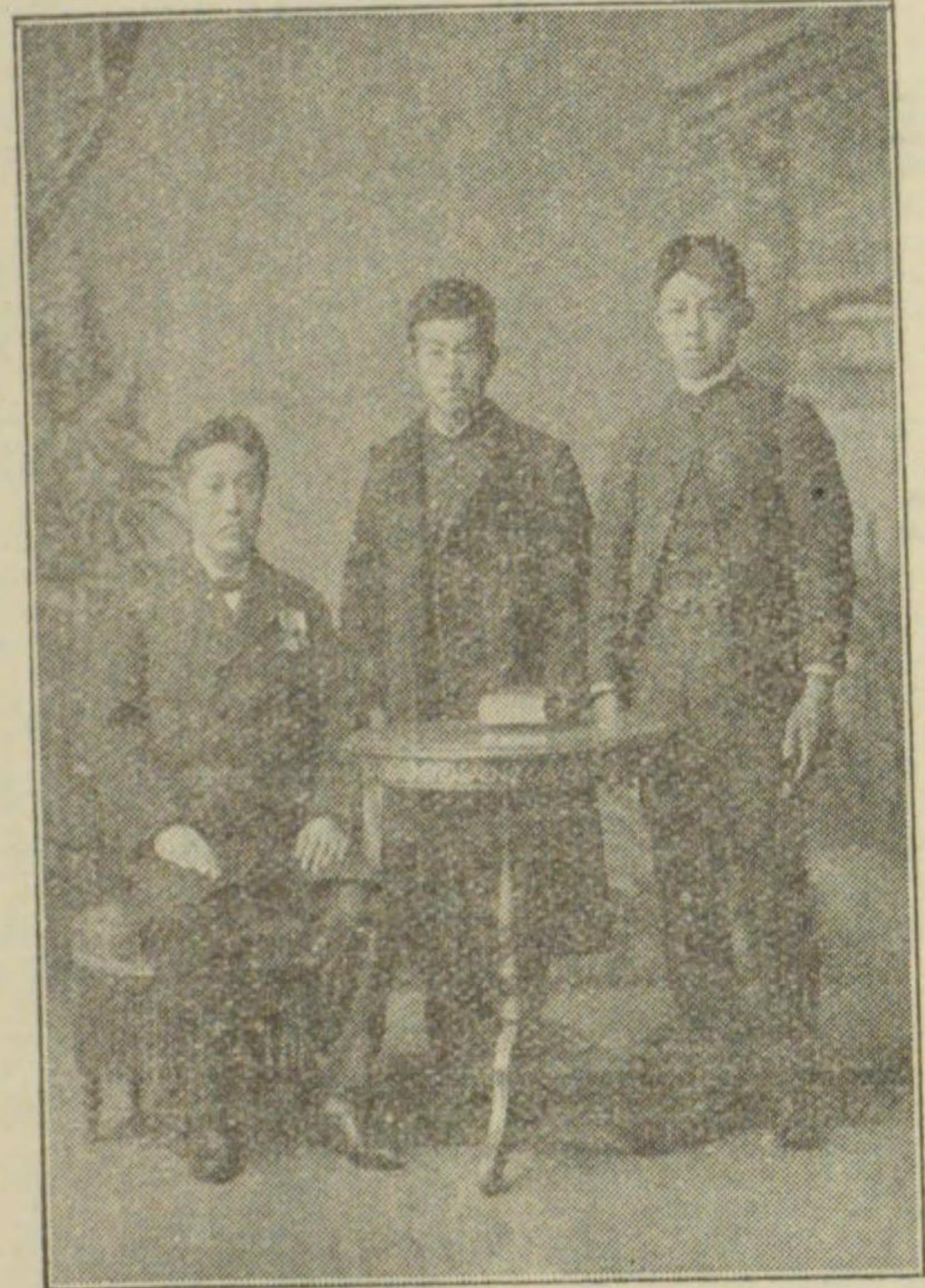
従前資本金七十五萬圓三万株(二十五圓株)を改め

資本金廿五萬五千株 (五十圓券)

更に一株二圓五十錢を拂込ませしめ一株拂込金廿圓全拂込金十萬圓と改めた當時株主は二百三十名であつた。

理想通り實行、茲に浮動株を買収、資本金を三分の一に減縮し鞏固なる基礎を築きたるは實に廿五年二月廿二日總會の決議、定款の改正に依つたものである。名稱を「帝國水産株式會社」と改め重役は官選を廢し名稱も専務取締役、取締

明治廿五年の撮影



著者日記に、廿五年一月五日、午前十一時頃より父と共に車にて寫眞を撮らん爲め、新し橋丸木に至る、西川氏も共に來られたり、銘々撮影、直に濱町宅へ歸り雁鍋で午餐をいたし、いゝた云々  
右方は西川吉之助  
左方は翁  
中央は著者

役、監査役となし、株主の公選とした、根室敦賀東京出張所を廢止し、東京に



10  
代理店を設けた（西川の東京支店が之を引受け廿五年六月十六日より株券名義書換其他出張所同様の事務を扱ふた、翁の死後廿六年十月十日を以て解約した）。

會社の事業は茲に聊か安定を得、同年三月北海道廳は廳令第一一號を以て海獸獵獲區域を得撫以東と定め本社に該獸獵特許を與へた、第一第三千島丸は五月根室を發し、十月下旬根室に歸つた其漁獲は

	臘虎	臘臍
第一千島丸	一	一
第三千島丸	三〇	二
得撫在住	一三	
看守人	一三	
計	五四	三

の多數に上り臘虎の大々漁であつた、何れも内地にては販賣するを得ず、横濱の

サミュエル商會支店の手を経て倫敦同本店へ委託販賣せしめた、大抵一枚三四百圓の手取となり、市俄古博覽會出品のもの四百圓以上に賣捌き、兩三年後慥か明治廿八年頃には本社使用漁船四隻（第一第三千島丸、順天丸、海王丸）にて臘虎十二頭、臘臍一千八百餘頭の收獲にて價格暴騰前者は一枚二千圓、後者は十二三圓位の手取平均値段であつたと元東京西川支店に在勤せし松井徳太郎の直話である、何れにせよ廿五年改革後は漸く順潮に向ひ、翁の手腕は社の内外の確認する處、同總會にて取締役に推選せられ、同年十月二十七日北海道廳水産課長たりし伊藤一隆氏は其職を辭し技師として本社に招聘せられた、後會社の費用を以て（會社より三千圓農商務省より二千圓以内）水産業視察の爲渡米した、此頃會社の關係として村田保、岩崎半右衛門、林策一郎、伊東茂右衛門、加東徳三等の諸氏があつた、加東氏は當時株式仲買として有数の人物（翁の妻ふさの叔父に當る江州蒲生郡中野の和田重藏が加東商店員であつた、加東氏は少壯より幾多の難關を踏



破し、株式にて一旗を擧げたる才物であつた、私も始終面會、高商入學の節保證人になつて貰つた、後年失敗せられたやうに聞く)で、氏の斡旋に依り廿五年以來東京株式取引所に水産會社株券が上場許可を得た、従つて翁は氏の手を経て社内の改革と共に其聲價維持の爲に策する處あり、次第に騰貴を續け、最初は二十圓拂込額面五十圓株が十圓、十圓七十錢、十七圓五十錢と漸次上昇した。

廿六年に入り五圓の拂込を徴收し、(廿六年九月を期し)益業務の擴張をなさんとするや、株は愈買人氣を煽り、昨の會社と殆んど別種の觀を呈し、世間の信用も厚く、何れの銀行も本社株券に對し融通をなすに至つた、殊に北海道應は同年五月廳令第十三號を以て取締手續を改正し、獵區を五區に分ち、最有望なる第一區得撫島以東占守以南の各島は本社に特許せられ、前契約本年五月限なりしを以て更に六月より三十年十二月迄四ヶ年七ヶ月間の認可を與へた、此報道世上に發表せらると同時本年本社漁船の豊漁を宣傳(本年度の漁況は第三千島丸は四月下

旬第一千島丸は六月下旬獵區に進航し臘虎廿五頭臘臍八頭を得た、蓋し前年に比較して獵獲の少なきは第一千島丸が農商務省の囑托を受け漁場調査に従事し、特許獵區に進航する時日遷延せしと、獵期中濃霧風波等の妨害多かりしに原由(す)するなごにて株式市場花株の一となり、老練なる加東の劃策其宜しきを得、千株以上を買收し、賣物缺乏を來し、三十圓、四十圓、遂に十七圓五十錢拂込の水産株が一躍四十三圓五十錢となつた、翁の得意眞に思ふべきであつた。

三度社員の追悼文を引用す。

二十五年定款の改正に依り、君更に撰ばれて取締役となり、益社業の擴張を計り、前途の事業將さに大に見るべきものあらんとす、情哉天命を假さず一朝疾に羅り遂に起たず、實に明治廿六年七月十四日なりとす、是れ君の不幸なるのみならず、抑も亦我社の不幸なり、然れども君逝くと雖も、其精神凜乎として社中に磅礴す、社員等誓ふて君の遺志を繼ぎ、以て社業を赫振せん、君が在天の



10  
靈冀くば冥護せんことを、嗚呼君や忠誠の心と奮勉の志とを以て一身を社業に委ね、能く艱難を排し、困厄を拂ひ以て隆昌の基を創む、君なかりせば、何ぞ我社の今日あるを得んや、其偉功丕績設すべからざるなり。

追悼文翁が會社に對する關係を詳にし、更に一辭の加ふべきものなく、眞に要を盡したるもの、翁が死去後廿六年九月豫定通第五回一株五圓宛の拂込をなさしめ、更に村田保は入社して擴張策を講じた、株數を更に壹萬五千株募集し、内五千株を現在株に分ち跡壹萬株を篤志者より新に募集するの案を立て、村田保は帝國水産會の關係より華族方面にて引受せしめんと、是を自己の責任として斡旋盡力した、他の重役中には之に反對するものがあつた、村田の發意も實行意の如くならず、廿六年十月の臨時總會に増資増株廿八年迄實行を延期することゝなつた爲に村田保は重役の席を辭し、伊藤一隆專務となり挽回を計りしも萎微振はず、明治三十年頃遞信省に局長たりし佐野涉（此人は眞面目の人にて水産株にて三四

萬圓も儲けた）或は米相場で儲けた後藤武雄、其他池端に居つた久印鍋島喜八、神戸鈴木に縁故があた金田重勝等の手にて譲受け經營したるも株屋同様の人々に一兩年の後解散をした（中山半談）とのこと。

以上にて略翁の關係を知るに足る、二十五年取締役就任後整理緒に就き、内外の信用恢復、今や正に捲土重來其腹案を實行し、本社の使命たる遠洋漁業に一新軌軸を出し、以て國富の増殖を謀り、一面西川家が祖先以來繼續せる水産業に資する處あらんとした、惜かな天年を假さず、途央にして溘然易篲、翁の遺憾とする處、加之翁の遺志を繼ぎ、社業の發展に盡くすものあるも、手腕之に伴はざりしか、數年の後解散の悲運を見るに至つた、左れど本邦遠洋漁業の先驅者として翁が滿身の熱血を注ぎ模範を示したる點は永久斯業の歴史に遺るもの、特に近來北洋將た南海に我漁船の縦横無盡に踏破し、大平洋上霸王の觀あるは冥々の裡翁の遺志を繼承し、其細胞の汎布せられたるものと見るも無稽ではなからう。



## 十五、西川家事業

西川貞二郎家業につき無論翁が參與したるは當然であるも、北海道の事業は一切同地に於ける總支配人の權限に屬し、大抵の事は其專決に委ぬるが舊來の慣例であつた、尤も漁獲品を兵阪及北國諸港へ手船にて積寄せ、是が賣捌方并に年々需用の品々仕入等を兼ね一年の收支精算報告の爲、毎年夏秋の交支配人が上國して、本店へ出頭、此等各地巡視するが年中行事で、其際諸般の事務につき協議を重ねた、遠路時々指揮を受くる能はざる爲、此く委任をなしたるものであつた、當時北海方面は大場庄兵衛支配人として之に任じ、同地各店の監督に任して居つた、左れば翁は最初中一商會の創設の爲、招聘を受け専ら之に任じたるも、爾後金巾製織會社の發起に加はり、或は水産會社の重任を引受くる等負荷益々重きを加ふるに至つた、更に西川が創立後頭取の任に在りし八幡銀行につき、翁の意見

を徴し、外交に於て其交際範圍の汎き翁を煩したるもの、西川に關係以前翁が明治十六年八幡に歸郷するや、早くも地方税金取扱の義につき縣會常置委員との交渉につき翁に周旋を依頼せられ、翁は銀行と彼等の中間に立ち多少の奔走をしたるが嚆矢で、遂に重要な事件には其勞を執ることゝなつた、翁が最後は實に同行定期總會の席上、翁が重役一同に代り銀行半季間の成績を發表し、之を終るや忽ち卒倒遂に立つ能はざるに至つた、其の關係の深き何等かの因縁に依るものか。



以上記載せし三事業以外に於て、其繁忙の間にも種々の事柄に翁が斡旋の勞を取つた、所謂當時に於ける流行役者、何んでも持込まれた、翁は其許す限りは之に應じた、煩はしき親族友朋の慶弔は勿論家庭の難件なども能く翁の奔走を見た翁の熱心と誠意は容易に解決して満足を與へた、何れの方面にも行くとして適せざるなく、其聲望と識見は多年解け難き紛擾をも調停すること屢次、非凡なる手腕に世人の嘆稱を博し得た、此くて翁が政治界に於ても第一回衆議院議員選舉に際し翁の出馬を懇懇せられたるも、翁は之を拒絶し、縣下全般の平和を主張し、密かに考慮劃策、有力者の意見を纏めて、何れも相當の人物を推薦し、之が當選に盡力した、大東義徹、杉浦重剛を彦根膳所より、伊庭貞剛を蒲生より蹶起せしめたるなど實に巧妙なる戦略であつた、元より衆望の歸する所とは云ひ、粒揃を

能く按配したるもの、此等の人々は翁の親友であつた、假りに翁にして野心あらんか、容易に其冀望を達し得たらんも、翁には元より徹頭徹尾名譽財産共に其慾望は毫も胸中になかつた、翁の徳望の由來實に茲にありしか、翁が何事にも信ずる所、是を徹底せずんば止まず、其勇氣の發する又是に基く、例の中井知事が翁をして各方面に其手腕を振はしめたるは實に此美點を認識したるに外ならぬ、知事が赴任し來るや早くも縣民の缺點を發見した、夫は單に本縣に限られたるにあらざるも、彦根膳所各幕制割據の餘弊今猶存在双方對立融和せず、更に蒲生神崎愛知に負隅の所謂近江商人連中は前者を一概に貧乏士族と内心輕視して之と交りを結ばず、しかも其商人連中とて又黨同異伐とでも云ふか孤々獨立各々城壁を築きて、協同業を共にするの策に出でず、毫も舊慣を捨てず、萎縮退歩、此の如くして其結果は世の進運に伴はず、滅亡に陥るより外なきを憂ひ、先づ其一致を策する方法として協同にて新聞紙發行を企てた、是が當面の運動者とし



て宮脇剛三を用ゐた、知事は彼に秘策を與へた、第一着に八幡を説き其諒解を得たる上他に及ぶべしと告げた、而して八幡に於ける目途は實に翁にして、翁と共に所川を説き率いて彼等より日野五ヶ莊方面に紹介せしめ、茲に大體の地盤を造り後、彦根膳所を賛加せしめ、縣下一般に及ばしめんとした、果して知事の意見は時宜に適し、日ならずして多數の同意を得、幾分は或方面よりの出資も加はり茲に近江新報が創立せらるゝに至つた、今日にては其名稱存在するも主義方針は全然當時と異なつて居る、最初は如此縣民の一致を計るが重要な目的で何等政派の關係なく、不偏不黨縣下輿論の發表機關であつた、或は前記大東義徹が第一次大隈内閣のとき司法大臣に任命せられ宮脇が其秘書官たりしより改進黨の疑ありしも、元來縣下一般の氣風は穩健にして當初より自由黨向きでなかつた、左れば多少大隈派の傾向がないでもなかつたが、近江新報夫自身としては何等の臭味もなかつた、要するに知事が八幡を其勧誘の第一歩に撰びたるは翁の存在にあつた

翁は新聞事業には經驗あり、寧翁夫自身が新聞經營者に適するもので宮脇は翁に取り斯業の後輩と云ふ關係、左れば最初創立の際は勿論終始近江新報後援者の第一人者として翼賛したもの、同新報内部の協議に與り財政上困難の際には屢次宮脇を補佐して、有益なる助勢をなしたものであつた。

左の如き一書が遺されて居る、日附は明治廿三年十月三十一日、中井知事と翁の近江新報に對する關係が略察知せらるゝものがある。

過日は御來駕被下御禮申上候、扨近江新聞維持の義につき大東來訪、又小泉も下郷も相談有之、何とか工夫可致事と存候得共、委詳取計算出もしかと披見不致趣、下郷小泉も申居旁、近日御來遊の節は御打合いたし度と存候、過日御渡致置候金五百圓は最早彼へ御投與相成候哉、一寸御報被下度此段至急得貴意候

頓首

十月三十一日

弘 拜



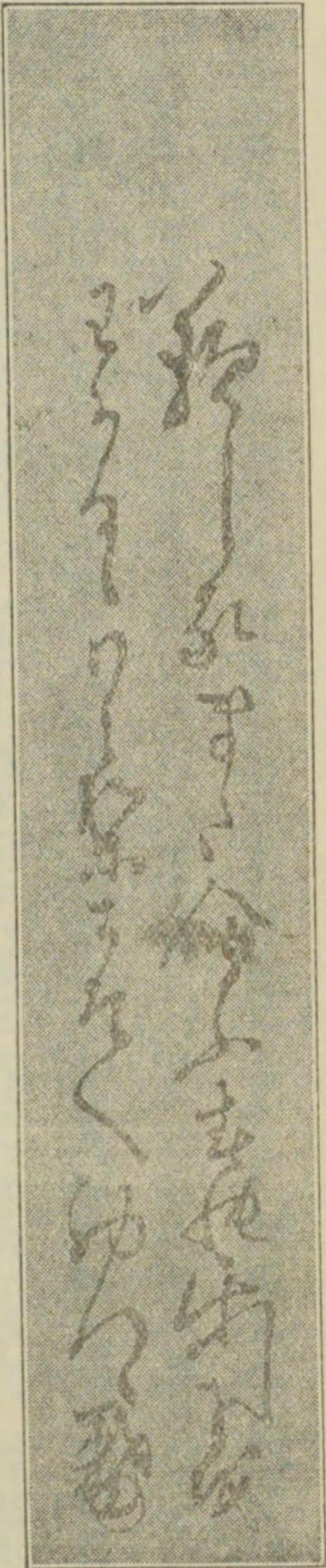
高田義甫殿

文中彼は宮脇剛三氏のこと、兎角此頃より漸く經營難に陥りしものか、而して中井の手許より五百金が翁を介して、宮脇へ與へられ、更に大東氏が乗出し、出資者たる下郷傳平小泉新助等と協議の計劃があつたものと思はる。

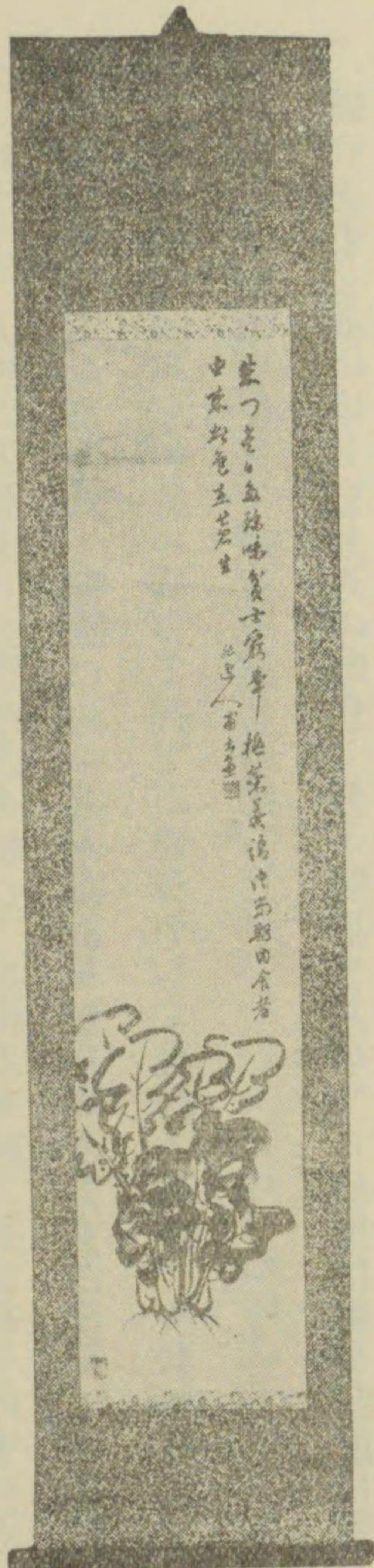
『宮脇剛三氏談話』

本書印刷に付するに當り更に同氏に就き感想を伺つた、六月廿七日伏見丹波橋東、同氏邸にて著者に語られたもの、多少相違の點あらば、そは著者の聞誤りに屬するものである。

私が東京專修學校を卒へ、田尻稻次郎先生の御紹介にて池田謙藏氏主宰の第百銀行に勤務中、某日彦根出身者の重なる人々相馬永胤、大東義徹、大海原尙義、高野榮次郎等の諸氏會合の席上、丁度國會開設前で、滋賀縣にも一つ不徧不黨の新聞紙を發行して輿論の喚起に當るが目下の緊急事である、彦根は我等が首



明治十四五年頃の筆か 宮脇剛三氏より著者へ贈られたるもの



前短冊に同じ



唱者となり斡旋に務むるが、大津は宮脇君の郷里のこと有志に説き加入を勧誘せられたく、八幡は高田君に此際蹶起を願ひ、其附近を纏め貫ふやうにすべく幸ひ弘世助太郎が高田君と懇意だから其方面より話を持込ますことゝする、要するに宮脇君本事業の衝に膺つて縣下の爲努力して呉れこの話、少壯時代、こは面白しと早速引受けて銀行を辭し歸郷した。

時に進取主義の中井弘知事の時代、私と郷里を共にする松田宗壽が縣廳に奉職して居られたで、第一着に同氏を訪問して、告ぐるに此義を以てした、同氏は能くも新聞事業は承知せざるも、聞く所では中々容易のものでなく、君は未だ少壯、世の中のことも失禮ながら經驗も薄く、今俄かに斯る困難の事業に當ることは見合した方が能くはあるまいかと止められた、ナニ一旦決意したもの飽迄初志を貫徹して見ます、出来る丈御援助を願ひますと、其諫言を退けてしまつた、氏も夫れなればやつて御覽、兎も角縣下有志を弘く纏めて出資を得る

が第一着の問題です、其方法はこの間で、東京で打合して置いた八幡高田君のことを述べた、成程それは至極の良策です、併し君に忠告して置くが、高田君は普通の人と餘程變つた處があり、君が勧誘に行くには充分此計劃に對する巨細の方法意見を練てからでない駄目だ、隨分鋭ごく質問を發し、要領を極めねば置かない高田君の性質、萬一其質疑に答へ得ざるやうであつたら、到底高田君の同意を得るは困難だ、其代り可否の答辨は實に迅速或は即座に解決を付け得られるであらう、一旦高田君が承諾せられれば、他の如く當座逃れのものでなく必ず徹頭徹尾助力せらるゝに相違ない、八幡へ行き同君に依頼して來たまへ、と懇篤に教示を與へられた。

同時中井知事にも面謁して種々懇諭を受け八幡へ出掛けた、同君は中一商會勤務中で、緩々お話も伺ひたし、用事済までお待ちだされど、店員に私を兵四樓へ案内せしめ、すぐ酒肴を奨められ、無遠慮に店員の方と對座御馳走になつ



て居つた、大分お待してる内に、漸く店用を形付けて來ましたと、やつて來られた、同樓の女將が高田君を遇する、非常に鄭重なるもの、中々豪勢な人じやと先づ感心した。

さて當方の用件を話すと、意外にも新聞事業の要所くを突いてこられて、聊が當方が辟易の態、見事な君の應對振、しかも言語極めて懇懃、既に何人か豫め同君に告げてあつたかのやので、判りました、相當の御助力を致しましやう、君も奮闘飽迄其成功を期せられよと快諾を得、直に諸般計劃の打合を即座に了して仕舞つた、實に男らしき同君の様子に初對面より全く敬服した、最後の日迄毫も當日と矛盾せざる其至誠至純なる君が態度、眞に一大人格者として今猶追慕の念に耽つて居ります。

夫から五ヶ莊の方面を勧誘するには老蘇の杉原玄孝氏に頼んだ、同氏は同地方一般民に敬慕せられ、かゝる任務に適せる人物、早速と塚本定右衛門氏に話

して呉れられ、私も屢々同翁の許を訪ね懇請する處があつたが、どうしても承知して呉られない、『中々容易の事業ではありませぬ、繼續刊行は六ヶしい、幸に多年繼續の曉にはなんとか致しませうが、只今の所は一切御免を蒙りましやう』との御挨拶に不得已手を引いた、同姓糸右衛門氏は賛成して呉られ、且時々原稿も送つて呉られた、私は七年間近江新報を經營、確か五年目のときであつたか、定右衛門氏の御令息が社へお越になり、前年御勧誘の節出資をお断りしましたが御盡力で五年もはや御繼續になり、實にお目出度存じます、就ては父の申しまするに、前年申上置ました通り、茲に僅かの金員ですが持參しまして、貴殿へ御渡するやうにこのことで、お受取を願います、別段領收書など必要とさせぬ又社の資本に加へて頂かうと申すでもなく、貴殿の御小遣なりと如何様に御使用くだされても異議なく、只是にて前年申上たる關係をお取消くだされたい願ますとのことで、三百圓を頂きました、此時は既に公私の差別も



なく、兎も角社の事業費に充當しました。

幸に衆人の賛助を得て愈公刊することとなつた、が果して他が豫期せられた通り經濟方面に忽ち行つまつてしまつた、さて此様なると相談するのは高田君であつた、毎月でもなかつたが、甚しきときは隔月毎位に高田君に心配を掛け、私も能い氣のもので會計の方で此月はごうも不足してなんとも仕方ありませんとのこと、よしと行く丈の汽車賃を懐にして、其頃のこと相當の洋服を着て、直ぐ八幡へ出掛ける、御店なり商會にお訪ねすると、いつ伺つても多數の來客、本當に能く身體が續かるものと同君の多忙に驚かされ、毎度のやうに兵四樓へ行て待て居られよとのこと、一杯頂戴してお待受けすると、必ず他人に代理せしめず、御自身來られて、毫もイヤな顔をせず、お困りでせうと、當方よりお願する金員を即座に店より取寄せてお渡しくださるゝか、將た相當確實の方法を教へて下され、夫れが一度も不結果に終るやうなことがなかつた。

或時のことでしたが、私の服裝に比し非常に麁末な木綿の着物に素脚の高田君質素の風に、なぜ他へお越しの節と違ひ平素の其御様子はと尋ねると、是は八幡の古來の風習です、此風習は決して破つてはなりません、他へ行けば振合と云ふものがあり相當の體裁をしませんと、反つて先方に對し失禮に當りますると、此點にも同君の深慮あるに感服しました。

餘談に涉つて濟ませぬが、前記のやうに金策をお願いに參り大醉、懐中一文もなきは夙に御承知の同君、車にて終列車に間に合ふやう、驛迄送られ、切符も車夫が買つて、私に渡して呉れた、何時もは勢多の鐵橋を渡るアノ囂々たる音に眼をさまして馬場驛へ無事下車したもの、ごうしたものが京都まで乗越し下車、乗越しの賃錢を請求せられたが無一文、驛長室で色々應答、兎に角明朝まで待つて下さい、他にて融通して貰つてお拂ひします、夫れなれば致方ありません、何かお預りしましやう、とて洋傘一本を預けて、さて驛外へ出ると、車



夫が且那お伴をしましやうと、云つて呉れるも、錢がないで乗れない、ハイ承知です、今驛長さんとお話して、このこと夫れならと乗つて先斗町の共樂館へ行き、戸を敲き、定宿のこと、車賃を拂つて貰ひ、一夜安眠に耽けつて、翌朝中井京都府知事を自宅に訪ふた、奈良原繁其他の來客があつた、知事さん申兼ねますが三圓程拜借を願ひたいがと云ふた、どうした、是々だ、ヤー面白ひと哄笑、此間も高田が、水産會社の村山社長が大阪へ來て緊急事件是非高田に相談があるとして八幡へ電信を架けた、早速終列車で高田が驅付けたが、君と同様大阪を乗越して神戸へ行き、其車が同地止りで車庫へ入れてしまつた、先生夜半醒めて自分の家でもなし、勿論大阪花屋（定宿）の座敷でもない、妙な所、段々意識が鮮明になると車中と判明、錠が卸されて外へ出る譯に行かぬ（昔日は皆錠が卸され下車の度毎驛員が鍵にて明けたもの）喧かましく叫んだ、漸く驛員が聞きつけ、下車して其夜は神戸に泊つた、一對の乗越珍談として、満座一

しきり賑ふた、ことなごあつた。

中井知事と高田君との交情は實に親密なるもので肝膽相照すとても云ふべきか、昔時刎頸の交と云つたが、眞にそのやうであつた、互に意氣投合、眞意を打明けて語り合ふて、高田君の云ふ事なら、大抵知事の入る、所、左ればとて時には随分互に激論もやつて居られるが、終決は呵々大笑、光風霽月、傍らにあるものも眞に爽快を感じ、ドチラがエライか分らぬ、當時未だ官民の間隔相當に甚しき時代に此く迄高田君が磊落の態度にありしは恐入つた、勿論温厚なる同君のこと相當の敬意を知事に對し拂つて居つたことは常であつた。

高田君の逝去を聞いて、中井知事は眞に落膽した、そは知事の當時の状態私が目撃して充分承知をして居る、明治廿六年十月十四日八幡にて追悼會の催ありし節知事は私に祭文を認めとのこと早速筆を執り、知事は自ら添削を施した、夫れには大分彦根人士のことが夫れとなく含まれておつた、僕の代理と



して此祭文を捧げ、能く僕の眞意を高田の靈に告げよと命ぜられた。

更に近江新報のことに戻るが、弘世君の如き、能く新聞記事につき、アー云ふことを載せて呉れて困るなど、改訂を注文せられたこともあつたが、高田君は長き年月の間一回も干渉がましき辭を聞いたことはなかつた、大津に出られると小川町の見習亭に宿泊せられるが常で、必ず私を招かれて、種々の注意を與へられ、私も其忠言を聽くを悦んで居つた、最初發起の節誰彼と關係者も多分ありましたが、跡になつては援助するやうの方が次第に少なくなり、終始一貫せるは眞に同君のみでした。

滋賀縣廳移轉問題に大津説を飽迄主張し、大分彦根方ににらまれた、で多少の時日を置いて諒解の爲同地へ行きましたとき、皆が當時君が來たら命はなかつたなどと淺見竹次郎等が話をした、記憶を辿つて先づ此位のものです云々。

× ×

本編印刷中に不圖も翁の手帳に近江新報に關する記事を發見し、同新聞創立當時の内情を窺知するの好材料、茲に參考の爲摘録することゝした。

甲

最初の出資者の氏名と其負擔金額と想像すべきもの

金壹千圓

相馬永胤

金五百圓

西川貞二郎

金五百圓

阿部市郎兵衛

金四百圓

小泉新助

内金貳百圓十月三十一日京都某貴顯より受取

金壹千圓

弘世助三郎

金貳百圓

高田義甫

金四百圓



但此分常置委員四名出金宛分として高田氏より受取濟

金四百圓

下郷傳平

金壹百圓

珠玖清左衛門

金貳百圓

中村治兵衛

内百圓十月三十一日京都某貴顯より受取

金壹百圓

阿部周吉

金貳百圓

杉村次郎

金百五拾圓

内百圓は伊庭貞剛より受取、五十圓は杉原氏より出すべきの所、未だ受

取らず

金壹百圓

馬場新三

金壹百圓

古望仁兵衛

金壹百圓

藪田勘兵衛

金壹百圓

高谷光雄

金壹百圓

數江三右衛門

金壹百圓

藤野代 伊藤祐太夫

金壹百圓

塚本糸右衛門

金壹百圓

山中利右衛門

金貳百圓

宮脇剛三

金六千貳百圓也

乙

廿三年十一月十四日中井弘殿へ左の通り通知すと前書せるもの

近江新報社内情は小生關係の勘定は左の通に有之候

金五百圓

西川貞二郎



此分二百五十圓現出、二百五十圓小泉より廻り分  
金五百圓 阿部市郎兵衛

此分二百五十圓現出、二百五十圓小泉より廻り分  
金四百圓 小泉新助

此分貳百圓御手許より宮脇へ御渡し分、貳百圓小泉より廻る千圓分の内  
金貳百圓 高田義甫

此分壹百圓現出、壹百圓小泉より廻る分  
金四百圓

此分御預りの内にて渡す、常置委員を勧誘する時假りに納め置きたる分  
不服にて高田引受

金貳百圓 中村治兵衛  
内百圓小泉より廻る分、百圓御手許より宮脇へ御渡分

金壹百圓 阿部周吉

百圓小泉より廻る千圓の内

〆金貳千參百圓也

内金壹千圓 小泉より廻る分

金五百圓 高田預り分

金貳百五十圓 阿部市郎兵衛出金

金參百圓 御手許より宮脇へ御渡分

金貳百五十圓 西川貞二郎出金

〆金貳千參百圓也

右の外新聞擴張費の節高田義甫篤志として金百四拾八圓六拾六錢出金、又前々  
月逼迫に付き至急に頼談につき金參百圓也貸渡有之、此參百圓は他より出金の  
節は必納の事に引合可仕候、右之通貨渡有之候、右は御内聞迄に申上候也



十一月十四日

高田義甫

中井弘様

(前記甲の内に京都某貴顯よりとある參百圓は、乙の御手許より宮脇へ御渡分參百圓に相當す、又乙の内小泉より廻り分千圓、高田預り分五百圓と都合三口合計千八百圓なるものは中井氏の手許より出しものにあらざるか、乙の計算は本章中曩に掲げし十月三十一日中井氏の書面に對するものと思はる、甲乙兩書にて出資者が判明せられた)

## 十七、洋風獎勵

他面中井知事の進歩的なる、所謂ハイカラで先づ縣廳の改築を企て、全然洋式を用ひて堂々たる地方に珍らしき建物を産出した、是にも縣下一般より少なからざる寄附をなさしめた、彼が總ての計劃には意味深遠なるものがあり、縣廳の如きも大津彦根兩縣合併後兎角彦根にては、機會あれば之を移轉せしめんとし、爲に總ての行政事務にも黙々の内統一を得ること難きものがあつた、知事は斷乎議を決し大津に縣廳を新築し、彦根をして移轉を斷念せしむるが他の目的であつたとの説がある、實否如何、中井としてはやりさうな策である。洋風の建築をなすと共に知事の官舎も之に倣ひ、高田に獎勵中一商會にも洋風を採用せしめ、あらゆる生活方式に泰西模倣を獎勵其先驅となつた、或は縣下太湖の風景を世に汎く紹介し、外客を誘引せんと志し、洋食店乃至ホテルの設置を望んだ、翁も此點



には早くも熱心であつた明治十年出獄するや直に洋食洋装をなした位のハイカラ  
兩者會合の度毎に此議が何れより發せられたか、能く話題に上つた、翁は以前よ  
り懇意であつた大津市小川町なる牛肉店石原芳松なるものに命し、西川より出資  
せしめて小規模ながらに外客宿泊に適する數室の設備をなさしめ、樓上を洋食堂  
に樓下を座席となし、料理人を神戸より招聘して、其範を示した、樓上の眺望頗  
る明媚、珍らしきものとて中々殷賑を極めた、是に見習亭と命名した、洋風を見  
習ふとの意味か、從來斯る業名としては多く漢學思想より出たるもの多きに、今  
日の所謂大衆向の名稱として忽ちの中に其名を世に知らるゝに至り、特に知事が  
大官連を案内し、或は其料理を官舎に取寄せ遠來の賓客に地方に珍らしく佛式の  
珍羞を饗するなど一層好評を博するに至つた、某雅人は「皆來亭」の額を筆にし  
た、寓意極めて面白し、明治三十四五年頃閉店し其跡今に存す、範を示したるは  
實に明治十九年前後、今に至るも大津に完全なる一ホテルの存在なく遊覽都市と

して高唱するも内外旅客を駐めしむる何等の設備なき餘りの無關心に驚く外なく  
若し中井知事若くは翁をして今日にあらしめば巍然として宏壯なる太湖ホテル打  
出の濱邊にそゝり立ち、電灯の光芒碧波に映じ、麗はしき光景、水郷を美化し、  
觀光内外の賓客殺到、眞に殷賑なる一大都市を現出するも恐らく空想ではなかつ  
たと思はる、最近愈其計畫實行の域に達し百萬圓の資本を投じ既に土地の撰定も  
濟み之が買収に着手せりと仄聞す四十年前中井知事の遺志始めて達成せられたる  
ものである。



## 十八、隠れたる後援事業

明治十六年歸郷、兩三年は雌伏の時代なりしも、寧所せず、勸業教育等に力を盡し、十八九年より彌々實業界に進出、廿一年よりは中央に乗出し、茲に眞實なる其手腕を揮ふに至り、萬障を排斥漸く理想の方針を實現せんとする曉突如此世を去つた、此十年間翁の生活は極めて多忙、表面の事業は既記の如きも他に隠れたる事蹟又少なしとせず、私の耳にするのみを掲げば左の如きものがある。

一、八幡神社々司岳幸次郎氏より聞きたるものに、父楢司（西川吉輔の門下生にして翁と同窓）が常に話せられたことであるが、以前八幡神社神官に杉山河内なるものがあつた、是が五代將軍綱吉（二百三四十年前）のとき不都合の廉があつて追放を命せられ、其後阪本勝見家の男が來つて其跡を嗣ぎ神官となつたのが、乃岳家の祖先である、其追放せられた杉山河内の七代目に杉

山八太郎なるものがあつて宮内町に八百屋を營んで居つた、明治二十年頃であつたが、家政衰へ所有の道具類を糶賣せる内に、八幡神社關係古文書三十通十一卷を發見し、父楢司は驚喜、神社の世話方藥源等に入入方を頼んだが一向に取入れて呉れず、そんな紙屑に高金を支出するは無駄なことだと、一刻も猶豫の場合でなし、不得已誰れ彼れと云ふより友垣にして、特に敬神家の高田氏に助力を仰いだ、氏は快く是に應じ、金五圓を投じて全部を買収して神社へ即時寄贈し呉られた、此時の悦は今に忘れられず、往時宮には社庫なるものなく、此等の書類等は神主の宅にて保管して居つた、従つて跡の神主岳へ引繼をせず、追放の杉山家に長年月保藏今や一般の反故と同様に取扱はれ、紙屑商の手に歸し堙滅に歸せんとしたる危急の場合、幸に高田氏の如き篤志家ありて、之が回收を得たるは感謝に堪へない、殊に其文書たる繪旨朱印等八幡神社に取り貴重なるもの計り、此等文書の爲に縣社昇格も無滞



認可を得たるもの、八幡神社に取り實に高田氏は大恩人である、能く此事實  
牢記して子孫に傳へよとのことであつた。

二、西川勝助氏の談話、父松桂夙に江州商人の記録是なきを憂ひ之が公刊を思  
ひ立ちた、元より其資力なく、文筆の素養もなし、只志望あるのみ、一日高  
田氏に告ぐるに此旨を以てした、氏は賛意を表せられ、即座に其方法を示教  
せられた、君は幸に五ヶ莊の出身、今八幡に住居、業は書籍販賣、常に各地  
に往來し、富豪舊家に入出、其資料を得るには最も適當の地位にある、今後  
注意文献を求め故老に其記憶を糺し、此等蒐集の曉には相當の文士に筆を執  
らしめ、出版等の義は予が引受くべしとて、全般の後援を快諾せられ、父は  
踊躍一番、是より東奔西走資料の爲盡す處があつて殆んど三ヶ年を費した、  
此くして岩手縣の井上政共氏を聘して之を編輯せしめ、印刷は東京製紙分社

に命じ二十三年八月發行して世に頒つた、實に近江商人傳記の嚆矢である、  
翁は本書の體裁にも意を注ぎ、中井知事に囑して題字を得た「忍耐爲骨勤儉  
爲肉」と中々面白き字句、友人たる當時大阪府知事彦根出身の西村捨三に乞  
ふて序文を得、氏の自選自書である、其中に「武斷政治の下に在り、交通未  
開の日、險を冒し艱を嘗め、進取營利、能く勉たりと謂つべし、今や明治の  
隆運に際し、諸氏亦將に踵を接して起たん乎、予諸氏に望む所あり曰く、進  
んで近江商人の名を海外に博するのみ云々」と谷鐵臣も又自選自書の序を寄  
せ本書を飾つた、是皆翁の斡旋に依るもの、東京に於ける販賣の如きも丸善  
金港堂に交渉して之を取扱せしめた、殆んど翁自身の事業の如き觀があつた  
資金は翁の背後にある西川家の援助を仰ぎたるもの、引續き第二編發行の意  
志ありしも翁の死去遂に其事實現せられなかつた、後日將來を慮り本書の版  
權を滋賀縣立八幡商業學校に寄贈し、明治四十四年改訂して出版、卷頭に其



由來を録してある、しかも單に西川松桂のこのみにして、翁の深甚なる努力は何等文字に現れて居らない。

三、明治四十年五月廿七日國寶に列せられたる八幡神社所藏、安南船額に對する其奉納主安南屋西村太郎右衛門の事蹟は今猶之を詳にせない、翁は八幡出身に如此外國貿易家あり、郷土の名譽、其事蹟を發表して後人の發奮を促すは極めて緊急の舉であると思ひ、發起有志者に説いた、何れも之に賛したるも何人も之を調査せんとするものなく、翁の責任となり、舊來の傳説を蒐めて編撰、自ら筆を執つて一大木額に認め、同神社繪馬堂に掲げた、其所説多くは無稽に屬するも、確固たる資料の乏しき、單に翁を非難するもの當を得ず、翁の眞意は事蹟其ものは勿論精確なるを望むも、之を得難きを如何にすべき寧ろ西村太郎右衛門の名を世に顯し警醒の材料となし、併せて後人に事蹟研

究の念を起さしめんとしたに外ならない、此事ありてより扁額の貴重なるを知り、史學者の注意を惹き、遂に國寶に列せらるゝに至つた、一面八幡神社に對する崇敬の念を深からしめ、八幡が外國貿易に、否近江商人が海外に關係ありし事實を示したるもの、翁の努力は其結果各方面に及んだ。



十九、逝 去

既記の如く翁の青年時代は相當の酒量があつたこと、思はる、蕩兒より壯士と變じ、學者となり、教育者、宗教家の時代は多分之を退けたか、膳所時代に至り酒友も出來、酒盃を手にする機會も加はりたるも、逆境時代とて左程のこともなかつた、然るに明治十六年慈母の喪に依り歸郷、遂に永住、漸次交際の範圍も年を追ふて擴張するや、當時の惡弊とも云ふべき、あらゆる交渉は概ね旗亭にて行はれ、一次二次能く夜を徹するなど、此點往日に復活したもの、如く、從來は親ら強壯を誇りしもの、此等不攝生の爲か肝臓肥大症を患ひ、爾來藥石を繼げ養痾に意を注ぎた、明治廿六年七月七日商用を以て東上、余が一つ橋高商を卒業したるを翁は非常に満足せられ、十二日日本橋區龜島町偕樂園にて之が祝意を兼ね、在學中種々配慮を受けたる翁の舊友兩三人と共に食事を執り、快く談笑、早田滿

郷氏も同席せられ、余は翁に伴はれ夜行列車にて新橋を發途、當時食堂車等の設備なき折柄とて、偕樂園の折辨當、和酒も麥酒瓶に二本携帯した、多少氣分を損じ居られたか、折角の酒も口にせず、辨當にも翌朝少し計り箸を取られた計りにて、過半は睡られて居つた、十三日正午過無事歸宅、余の歸國土産など夫是親族知己に對するもの配分をなし、緻密な用意を親らせられて、至極元氣、夕頃は特に内祝とて、四五常に親しくする人々を招きて小宴を催し、家族一同と面白く過して、十時過旅の疲れと早くも床に就かれ、十四日は何等平日と異なる處なく離床後早くも來客續々つめかけ、是に應接、午餐を濟し午後玉木町なる角宗樓上にて開催せらるゝ八幡銀行定期總會に出席せられた。今回は前季營業報告と共に商法改正の爲銀行定款の改訂を要し翁は床の間を背に七八十名の株主を前にして逐條懇切説明を施し、第三十條に至るや、突如其場に卒倒、衆驚き直に數名の醫師を迎へ種々應急の處置を取つた、命數の盡きたるか、何等施すの術なく、心臓破



裂（原因肺氣腫）を起したること、遂に不歸の客となつた、總會中止も出來ず直に席を附近蓮照寺に移して終了した、當日翁の説明振は、元氣旺盛、音吐朗々常日に異ならず、瞬間死の襲來するが如き前兆毫もなかつたこのこと、余の驅付けし頃は未だ眼光明かに何ものかを語らんとするが如く、意識判然たるものありしも、聲道用をなさず、只其顔容を熟視するより外なかつた、嗟々、直に擔架に乗せ爲心町の宅に伴ひ歸つた、此日は暑中數日來の炎天續きとて高温耐へ難く東京滯在中奔走せし疲勞と此酷暑に犯されたるが最近の死因でなかつたらうか、十六日佛式を以て葬儀を營み北之庄墓地にて火葬に附し、遺骨は菩提寺洞覺院に葬つた、其地點は實に翁が最愛なる妹「とみ」が明治二年二月死去記念の爲其埋葬の處に植へ、今や亭々として繁茂せる老松の下であつた、享年僅かに四十八歳、法名、大信院誓譽素琴弘宣禪定門、忌明の際茲に石碑を建て門人山上藤助自ら筆を執つて法名を誌した。

同年十月十四日知友西川勝助、梅村甚兵衛、野間庄兵衛、山發起となり、追悼會を催した、祭壇を翁が倒れし角宗樓上に設け、祭主岳相司之を務めた、多數の知友來會、大東義徹の如く遠く來つて祭壇前に正座默禱暫し何等か語るもの、如く感慨無量の音容を示した、翁の生前の趣味たりし書畫并茶會を催して聊か其靈を慰めた、席は四ヶ所、即魚屋町元山本傳兵衛、仲屋町元山本小太郎、新町二森專三郎、同町寶積寺であつた。

更に翁が最後迄盡力した帝國水産會社は同年十二月六日臨時總會を開き、翁の功蹟を表彰せんが爲、郷里八幡に紀念碑建設を可決し、翌二十七年二月十日竣功八幡町八幡神社境内の碑前にて盛大なる祭典を執行した、碑石高さ六尺、「高田義甫君紀念碑」の題額は谷鐵臣の筆、碑文は同氏の撰になり岩本範治の書であつた、此日參拜するもの知事代議士豪商紳士等二百餘名を算した。

同年四月近江新報社より「日觸の石文」と題し翁の小傳並に建碑の由來、寄贈



の祭文詩歌俳句を収録したるものを発行した。

大正十一年七月十一日翁が三十年祭を其記念碑前にて執行した。既に鬼籍に入りしもの多數、東京より中山半（勘三改名）大津より内田清四郎、甲賀より松村清三郎、伏見より宮脇剛三、能登川より阿部周吉、大森より小林太右衛門等の諸氏其他故舊親族三十餘名、岳幸次郎社司の祭主にて嚴肅なる式を擧げ、撮影後兵四樓にて午餐を共にし、懷舊談に耽けつた、事故の爲來臨せられざる方々も少なからず、金巾會社創立の際協力せられたる田村正寛氏の如き折悪しく病臥中とて遺憾の意を述べ、鄭重なる書柬を寄せられた、其文中に左の辭句があつた。

高田君の性行事業は今更暇々を要せざるも、惜らく壯年逝去せられしことは一層追慕の念を深からしむ、假りに近年迄生存せられんか、紡織界に於て、恐らく日本第一の人たらん乎と

又東京藤崎虎二氏は左の詠草を寄せ特に追悼の意を嗣子喜太郎及余に向つて告げ

られた。

故高田義甫大人の三十年忌に

從四位勳四等 藤崎 虎 二 上

なれもまたすきし昔をしのひ音に

なくか比牟禮の山ほとゝきす

× ×

因みに今回藤崎虎二氏に本書を印刷に附するを報じ、感想を求めしに、六月十日四日付き代筆を以て左の如く申越された。

高田義甫君傳記編纂の件に付き御申越の所、老生昨年五月以來病床にあり執筆不如意、且御参考となるべき感想も遺憾ながら思ひ浮ばず、不惡御諒承被下度不取敢貴答迄草々敬具

懷 舊



忘れずば昔の夏の思出を

つけよひむれの山時鳥

## 二十、性行逸話

舊友中山勘三は「資性沈毅、事に幹たるの才あり、學和漢に涉り、文章を能くす、書畫又頗る見るべし」と云ひ。伊藤一隆は「君英邁の資を具へ、深く經濟の理に通す、自ら爵祿を雲烟の輕きに比し、功名を卿相の貴きに望まず、一身を工商の業に委ね、全力を興産の事に盡す、厄に遭ふて而して驚かず、難を見て而して避けず、遠見中らざる所なく、畫策遂げざるなし、奮ふて各種の業を起し、大に國家の利を興す」と推賞過ぎたるの感あり、加東徳三は「君資性沈毅、學識富膽而も能く時勢の推移を知り——時運漸く進捗し、經濟社會方に多事ならんとするや、君翻然として半世の歴史を遺て、身を以て實業社會の戰場に投し、殖産に興業に、力を公益に盡すもの蓋し鮮少ならず」と讚美した、村山長太郎は長詩を賦す、其内に「昔時管鮑彼何情、半面無識我與卿、音信書中氣相投、辛酸俱嘗約



弟兄、一朝把臂會都門、酒間披襟時事論、口角吹沫膽如斗、一計一畫功業存、君也秀才又雄文」云々と、何れも翁の沈着にして大膽なるを證言して居る、私は餘りに接近せる身とて反つて翁の資性を知り過ぎ、氏の如く一言にて之を現すを得ない、識見の高邁、才能の傑出、潑瀾たる勇氣、事を處する機敏、人に對し穩和情に敦く、財に疎く、博學多藝、平素は極めて恭謙の態度、温厚篤實人をして悦服せしめた、元來の性質は短氣、一朝其逆鱗に觸れんか、暴風激浪の襲來するが如く、何物も克く之を阻止するを得ない、感情鋭く、劇を見、義太夫を聴き、書を読み、涕淚禁する能はず、人の世話は進んで是努め、隨處翁の陰徳に感ずるものがあつた、翁は書畫共に秀づ、時々文人畫を描くを見るも、書に至つては大津膳所時代、是にて糊口せる爲同地方には今猶其遺品を見るもの多し、八幡なる翁の菩提寺洞覺院の所藏に係る翁が慶應二年（廿一才）の筆になる花鳥の大幅の如き極彩色にて非常に緻密なる描寫、其素養の淺からざるを知つた、翁の特技なる

爪書の如き最も珍なるもの神韻縹渺、翁の面目躍如として著る、翁の書法は實に秀潤にして、雄渾淋漓殆んど書家の域に達して居つた、翁は學和漢を兼ね、従つて其文章は達意、音信文の如き瞬間數百字を綴り、一の冗字なく稀に見る叙事詩の如き風韻を具へて居つた、詩歌俳句共に感想を述るに用ゐた、詩は殆んど初歩であつたとは、谷鐵臣先生の談、或は然らんか、和歌は福羽美靜氏など、或は西川吉輔大人の教へを受けたるものか、相當修練せるもの、如し、其遺せるもの少なきも、往々秀逸なるものを見る、俳句又然り、兎も角翁の才氣、何事にも手を染めたものと思はる、近頃發見せるものに左の句を見た。

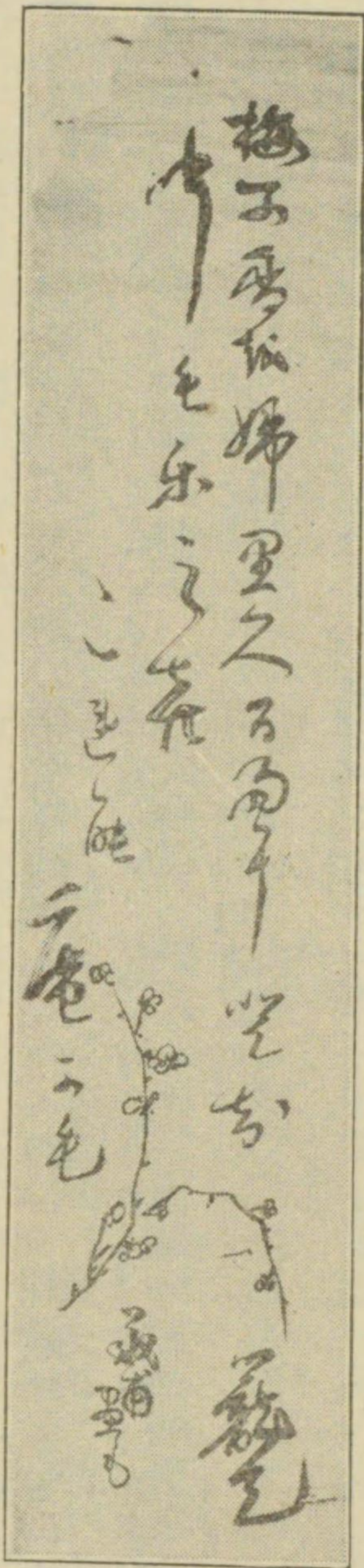
花、見ましとはとしくいへさくら哉。

月、明月や來年までのひとり言。

號は素琴、字を子正と稱した、其他芳波釣人、非逸人、無絃琴堂、鐵線外史、學々半齊等の名あり、青年時代には秋畦、稻香など、署名したるものあり、晩年に至り



専ら生長翁と稱し、自ら老翁氣取りて、生ひさき長きを祈りしものか、人生の定數五十にも達せずして逝きしは、翁自身の豫想に反せるもの、藝道と云ふか將た趣味と稱すべきか真に多岐に涉つて一通りは通曉して居つた、即插花、茶道、謠



(醉中の筆かと思はる)

曲、明清樂、圍碁、盆裁、割烹、作法、骨董、など何を話しても相當の應答をなすは勿論、實際翁は親ら之を行つたもので、何人も其多藝には驚かされた、此くして翁の博覽強記は交際場裏に翁が進出を容易ならしめた一原因であつた、青年時代相當修業せる如く他か想像せしに似合はぬ、翁の酒席にて喉を聞るたものは

一人もなかつた、勿論觀劇も好物の一つ、歌舞音曲中々見聞は巧者で、時々皮肉なる批判を發して首肯せしむるものがあつた、呑むものは總て翁の好きもの、酒菓茶、よくも高田さんのやうに終日呑めたものと他人の公評であつた、菓は葉巻紙卷、刻と三種共始終缺さざる携帶品、在宅の折は常に茶道具を傍に置き、來客のときは勿論、獨座のときも、のべつに自ら口にしたもの、酒は宴會等あり相當の量を攝りても、夜に入り宅に歸れば又寢酒として三四合を用ひ、時の更けるも厭はず、チビリくくと世間話に家人相手に之を樂むが例で、自宅にては其用意を怠らなかつた、一時二時に就床するも、翌朝は早くも床を離れ、不相變の活動を始むるなど、其壯健振には幕下の年少を弱らしめた、古より云ひ傳ふる出齒に餅見せな、翁は前齒揃ふて大出齒、其割には餅は大して好物でもなかつた、翁が食味中には拔群の好物は蕎麥で、八幡にては每晚かご賣のそば屋が翁の戶外に荷を卸すが例で、今日門戸を張り居る「一才」の老人が、當時の常得意としたもの、



尤も翁には蕎麥は買ひ取るも、之に用ゆる汁は自製を用ゐた、上等鯉節にて普通の製法に依る汁なるも之に梅干を入れて、其加味したる酸味を賞美したるもの、次は鰻の蒲焼であつた、洋食支那料理の如き濃厚なるものが翁の體質に適したるか人を饗應するにも多くは此等に向ふを常とした、大阪ホテル、大津見習亭、東京精養軒、富士見軒等の洋食、借樂園の支那料理などであつた、蕎麥に鰻は素より東京のもの前者は麻布の更科、後者は靈岸島の大黒屋は顔なじみ、或とき更科にて、せいろを座席の高さ丈翁がたひらげたなどの逸話が残つて居る、左ればとて夏の朝早く上野不忍池の蓮見に余が伴はれたことがあつた、ポン／＼咲く花の音を聞きながら數品の肴にて一杯を傾けて居られたる風流、或は余の爲にか谷中のしるこ屋岡野へ共にはいつたこともあり一二杯のしるこを攝られた、忙しき交際の宴席に飽きて、靜寂なる此等の方面に向はれ心身の保養をせられたものか、二人對座いかにも嬉しさうに、平日商戰場裏に於ける鬪將のおもかげは茲には見ら

れなかつた、晩年に至り翁の事業は益々翁の活動を要し日夜毫も休息の時間を與へなかつた、特に八幡在宅の折は一層忙殺せられた、従つて旅行中或は東京大阪等出張中は用務も多少限定せられて閑暇を得られたものと見え、著者が大阪及東京在學中は旅館并に東京に在つては後に濱町の店に訪問の都度諸方に伴はれて前記の如く悠々消日したことが例であつた。當時を追懷すれば翁の音容髣髴として眼前に現るやうに思はる。



二十一、翁の一生

284

商家に人となり、平田門に籍を置き、吉輔大人の教を受くるや、胸に勤王の思想を培ひ、大森藩に仕へて衆を化し、反對の奸臣を仆した、率然東都に奔り、墨堤の畔り帷を垂れ、王代一覽に其識見抱負を述べ、事發覺するや、自首甘んじて刑を受け、獄に下るや進んで囚人の改過に努め、許されて青天白日の身となるや忽ち一方に印刷業を窺め、他面私塾を開き、傍ら基督教を修めて、免囚保護と教育事業に熱中した、幾くもなく財政窘迫の末涙を呑んで、此等の計劃を一擲した、時に偶ま慈母の喪に際し、急遽郷里に復し、翻然實業界に身を投じ、爾來東京大阪の檜舞臺に登場、一流の政治家紳商と伍し、對等の地位を保ち、正々堂々濶歩、頗る世人を驚嘆せしめた、業央にして忽然世を辭し、知ると知らざると共に其短命を惜んだ、爾後星霜四十年、後嗣喜太郎も翁と同様四十歳の壯齡にて四年前又

其跡を追ふた、著者獨り殘されてつらく、浮世のはかなさを日夕かこつのみである、短命なりし翁の事歴未だ世に現れず、茲に聊か臆げながら記憶を辿り、散佚せる斷片廢紙を索め漸く本編を筆に上せるに至つた。

285



附 高田家々譜

屋號納屋、代々七代迄嘉兵衛を稱す、家紋笹龍膽

本家道具屋伊左衛門より分れたるもの、世々寺内北末町に住し明治廿二三年頃爲心町中へ移る

清譽淨貞禪定門

墓には居士とあり、高田勘右衛門義雄の長子伊左衛門と稱す  
元祿六年八月廿八日歿す。家號道具屋

妻教譽妙貞信女

元祿十五年三月三日歿す。

高田家初代(分家)納屋嘉兵衛の家

光譽乘願宗貞禪定門

寶永三年八月十八日歿多分次男ならんか

妻珍譽喜山貞心禪定尼

寶曆四年八月十五日歿宮田彌左衛門娘

宮田家は寺内北末町西側にあり簾屋と稱す、高田家とは重縁、本墓は錦織寺々内にあり  
喜山の父母は父、一光壽感信士 寶永四年十月五日歿  
母、意月妙專信女 享保三年八月廿一日歿

妙法

三代釜屋(高瀬)淨玄(與治兵衛)の妻寶曆五乙亥八月六日歿六十五歳  
(元祿四年生)元高瀬家は寺内北末町上筋東角今小幡中京街道にあり

貳代

誠譽高岳宗心禪定門

天明元年八月廿三日歿、行年八十一歳(元祿十四年生)

妻春譽惠月智法禪定尼

享保廿二年二月廿八日歿、宮田彌右衛門娘

同來譽花屋妙迎禪定尼

寬延二年三月廿五日歿、智法妹、享年三十歳(享保五年生)

同貞譽到岸妙心禪定尼

天明四年八月廿三日歿、伊勢屋彌兵衛娘行年六十七歳(享保三年生)

妙誓

(現在高田墓文久元年建立のとき以上三靈追稱をなす)  
大堀六兵衛(釋道專)安永七戌戌七月十七日歿(生年不明)

理貞童女

寶永三年八月九日歿

理悅童女

寶永三年九月十四日歿

參代

航譽乘願宗船禪定門

母妙迎、萬義と號す、天明八年七月廿四日歿、行年四十七歳(寬保二年生)益々家を興す

妻到譽蓮室妙船禪定尼

西元町堀九兵衛(父は開聖、母は貞意、何れも命日三日とあり)俗名「ナヲ」文政十二年九月廿五日歿七十八歳(過去帳に七十七歳とあり)寬保三年生、五十七歳とき(寬政十年剃髮)

智教

「はつ」釜屋三代淨教に嫁す、寬政十戌午年正月六日歿、四十七歳(寶曆二年生)母妙心

宗清

道具屋中島喜兵衛を嗣ぐ、寬政五癸丑四月二日歿、行年四十歳、母妙心

釋誓信尼

宮田氏(北末町簾屋彌右衛門)に嫁す「さな」寬政五年八月十五日歿、廿三歳(明和八年生)



四代

純譽義孝宗胤居士

俗名義孝、寛政五癸巳年十月十一日寂、十九歳（安永四年生）

五代

宗譽覺峯眞了禪定門

天保十二年十一月十九日寂（安永六七年生六十五歳にて歿せしか）隠居後嘉右衛門と稱す

妻峯譽實宗妙眞禪定尼

伊勢屋小西重右衛門娘（五代目教貞十一屋より入家母智貞或は妙教馬倒屋より嫁す）妙眞の妹大津近松へ嫁す、嘉永七年正月三日寂、七十五歳（安永九年生）、十人の子女を産む、「ため」にあらざるか

釋 宗室

忠兵衛と稱す、文化八年四月道具屋まな（中島家）方へ養子となる時に三十一歳、嘉永元年九月二十一日寂六十八歳（天明元年生）

白譽雪顔妙寶信女

宮田氏へ嫁す、乘法、乗道の母、天保十年十一月十五日寂、四十歳（享和元年生）

六代

眞譽義亨宗覺禪定門

幼名龜太郎、天保九年三月十五日寂、三十七歳（享和二年生）

妻高瀬與兵衛四女まつ

文化十三年三月八日生、夫死去後中島喜兵衛方へ嫁す

智泡童女

天保八年三月四日生、同年四月廿三日寂「とる」

明譽貞光禪定尼

「ま」と新町市田孫兵衛へ嫁す、弘化三年十一月朔日享年不明（市田利助の生母にして義甫妻ふさ父方の祖母）

好譽蓮室誓圃法尼

五代島崎利兵衛へ嫁す「ふさ」明治三十年七月廿五日正午寂、九十歳（文化五年生）

七代

仁譽義郷宗誓禪定門

幼名爲三郎、安政六年七月十二日寂、四十七歳（宗譽の五男とあり、貞光の順位不明なるも當然宗誓の姉である）

妻觀譽本室妙誓禪定尼

新町森五郎兵衛正富の三女「うの」天保十一、三、二婚姻、明治十六年一月十二日寂、六十五歳（文政二年生）

釋 清祐 信尼

「雪」中島喜兵衛に嫁す、天保九年六月廿三日歿、廿四歳（文化十二年生）

濟譽義孝秋清居士

幼名小四郎、市田清兵衛へ養子文久二壬戌七月廿六日寂、四十五歳（文政元年生）

融岳義泰道圓禪定門

幼名定次郎、弘化二年四月六代目伴藤四郎相續、明治八年一月廿二日寂、五十六歳（文政三年生）

文久元辛酉十二月廿九日女兒二人生る

誓譽芳運秀圃法尼

中島家にて生る、生母雪死亡に付き、高田家へ引取り宗誓の長女として六代島崎利兵衛に嫁す「まま」明治四十五年三月廿二日歿、七十五歳（天保九年生）雪の跡へ「まつ」を後妻として中島家へ嫁せしむ

純譽照月貞心信尼

「くに」島崎金兵衛に嫁す、明治三年十月十三日歿、享年不詳（従つて順位不明）

白譽香室清蓮信尼

「まさ」島崎仙右衛門に嫁す、慶應二年七月十六日歿、四十一歳（文政九年生）



八代

大信院誓譽素琴弘宣禪定門

十三日元服(十六歳)

幼名喜太郎、義甫明治廿六年七月十四日逝、四十八歳(弘化三年二月廿二日生)萬延二年正月

妻 □ □

「しづ」東京下谷區車坂町吉田氏の娘、明治四五年度の頃結婚、同十四五年頃離縁、死去不明

同

「ふさ」新町四丁目市田利助長女、明治十七年三月結婚、現存(萬延二年三月五日生)

麗譽光室妙輝禪定尼

「とみ」明治二年二月三日歿、廿歳(嘉永三年十一月十七日生)

幼蕙童子

明治六年九月十五日死、一歳、母しづ

釋智誓尼

つや、近松文三郎に嫁す、大正四年四月十九日死、四十一歳、母しづ

九代

文泉院宣譽湖琴弘願禪定門

喜太郎、昭和三年五月廿五日死、四十歳(明治廿二年生)母ふさ

妻芳室菊香信女

小菊、甲賀郡岩根村吉田正作二女、大正十年三月十五日死、享年廿五歳

同

みね、小幡町中、市田杲次姉現存、昭和三年達夫を伴ひ分家す

勇

大正七年十月十一日生、母小菊

道 達

雄 夫

同九年八月二十一日生、母小菊、昭和四年伯母つきの養子共に分家  
同十三年十二月三十日生、昭和四年母みねと共に分家



昭和六年九月廿五日  
昭和六年十月五日

印刷  
發行

【非賣品】

滋賀縣蒲生郡八幡町仲屋町上二六

著者兼  
發行者  
近松文三郎

京都市上京區榎木町西洞院西入

印刷者  
長谷川長

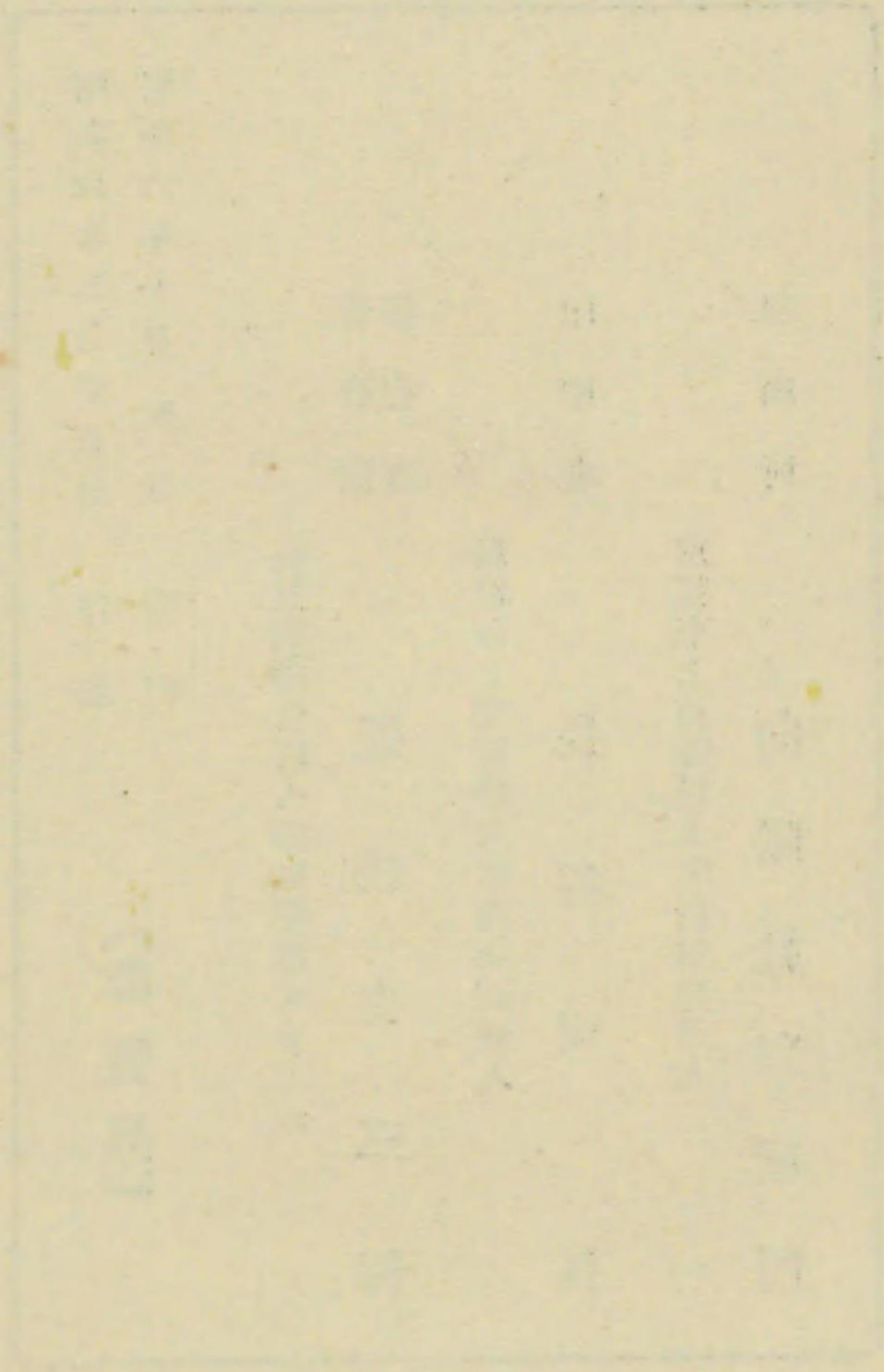
京都市上京區榎木町西洞院西入

印刷所  
向陽社印刷所





1210-10



田

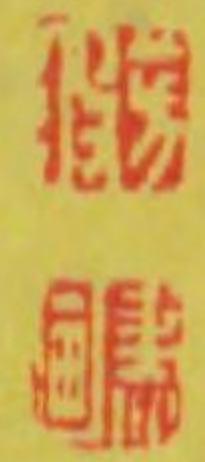
田

田

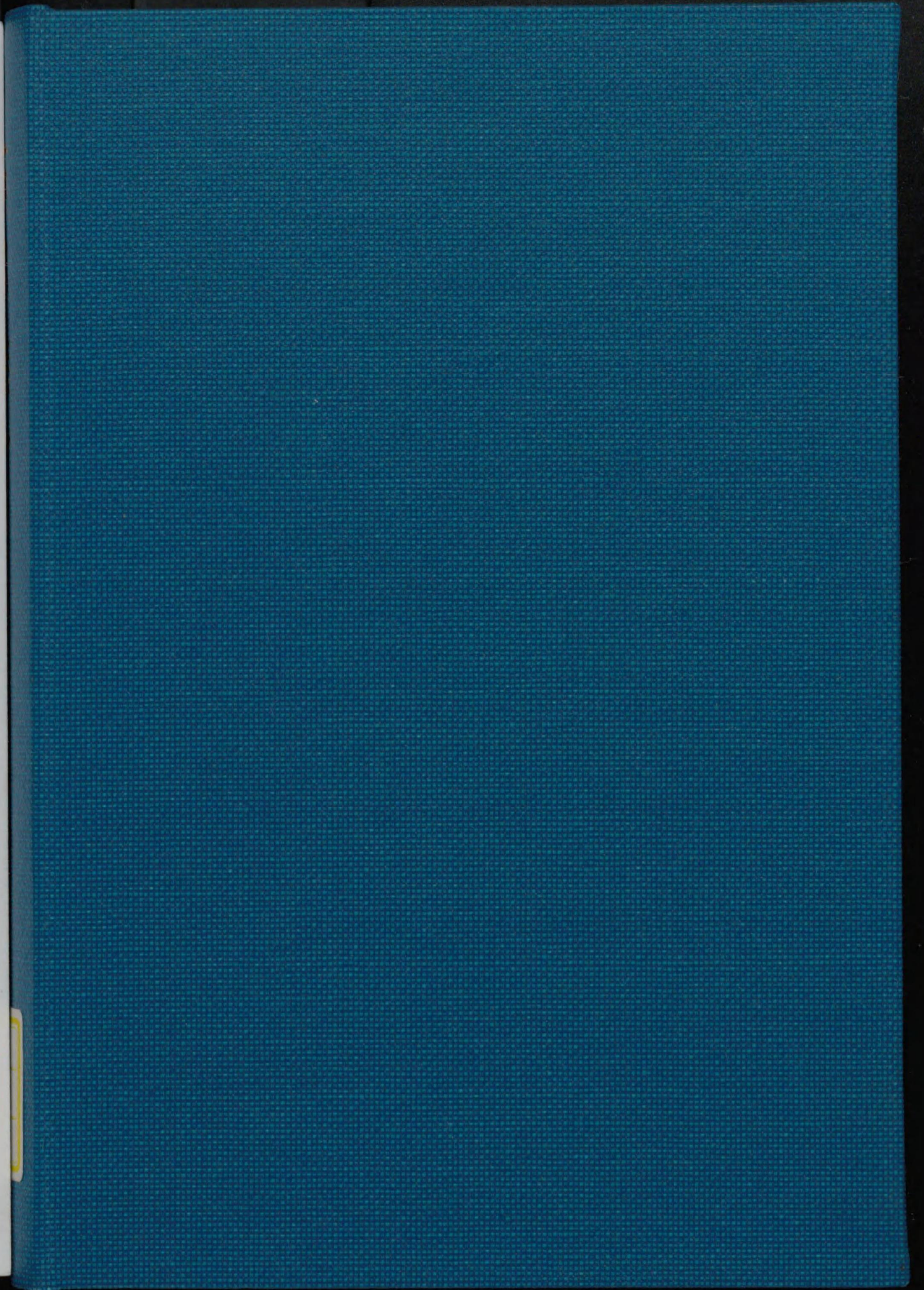
田



10-14-11







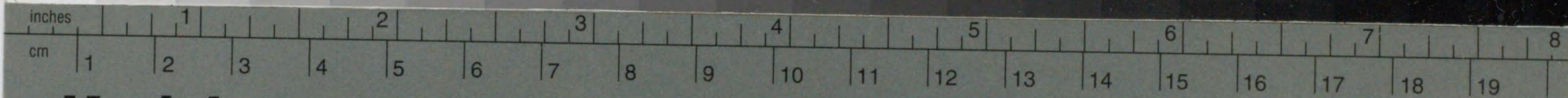


# Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

**A** 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



# Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

